

令和5年度

佐世保市包括外部監査結果報告書

令和5年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 馬場章廣

目 次

第 1 部 包括外部監査の概要

第 1	包括外部監査の概要	2
第 2	事件を選定した理由	2
第 3	包括外部監査の手法	3
第 4	包括外部監査の期間	4
第 5	包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	5
第 6	利害関係	5
第 7	報告書の構成	5

第 2 部 佐世保市の財政及び人口の推移

第 1 章	佐世保市の財政の推移	
第 1	普通会計	9
第 2	一般会計	1 0
第 3	財政に関する見通し	1 3
第 2 章	人口の推移	
第 1	佐世保市の人口の推移	1 5
第 2	1 8 歳未満人口の推移	1 6
第 3	未就学児・小学生人口の推移	1 7
第 4	出生数及び合計特殊出生率の推移	1 8

第 3 部 佐世保市における子ども子育て支援の施策

第1章	監査の観点・方法	2 2
第2章	我が国における子ども子育て支援の経緯・内容等	
	第1 我が国の子ども家庭福祉の歴史	2 2
	第2 子ども家庭福祉の進展	2 4
	第3 子ども家庭福祉の行政機関及び審議機関	2 7
	第4 実施機関	2 8
	第5 子ども家庭福祉に係る施設の種類の類型	3 3
	第6 子ども家庭福祉の主な専門職	3 8
第3章	第2期新させぼっ子未来プランの概要	
	第1 計画の概要	4 2
	第2 佐世保市の子ども子育てを取り巻く現状と課題	4 3
	1 少子化の進行	4 3
	2 子どもの貧困	4 3
	3 核家族化の進行	4 4
	4 共働き世帯の増加	4 5
	第3 佐世保市における担当部局と財務内容	
	1 子ども未来部の職務分掌と財務内容	4 6
	(1) 子ども未来部について	4 6
	(2) 組織構成・事務分掌	4 6
	(3) 財政状況	4 9
第4章	佐世保市における子ども子育て支援関連施設の状況	
	第1 佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況	8 1
	第2 佐世保市における放課後児童クラブの設置状況	1 1 3
第5章	佐世保市における具体的な取り組み	
	第1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実	1 2 1
	1 妊娠・出産等に関する知識の普及	1 2 1

(1) 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進	1 2 1
(2) ライフデザイン構築のための支援	1 2 3
(3) 食育による子育て支援	1 2 3
2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	1 2 8
(1) 安全で健やかな妊娠・出産への支援	1 2 8
(2) 乳幼児健康診査の適切な実施	1 3 6
(3) 家庭訪問による支援	1 4 8
(4) 子どもに関する相談支援	1 4 8
(5) 児童虐待の未然防止	1 4 8
(6) ひとり親家庭等の自立促進	1 8 1
3 子どもの療育と発達支援	2 0 3
(1) 子ども発達センターと地域での障がい児支援	2 0 3
(2) すぎのこ園での障がい児支援	2 1 0
4 経済的支援の充実	2 1 7
(1) 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施	2 1 7
(2) 福祉医療制度の運用	2 2 2
第2 地域での子どもと子育ての支援	
1 地域における子育て支援の充実	2 2 3
(1) 地域子育て支援機能の充実	2 2 3
(2) ファミリーサポートセンターの運営	2 2 8
(3) 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート	2 4 1
(4) 子育てサポーターの養成	2 4 6
(5) 子育て支援意識の高揚	2 4 9
(6) 事業者の子育てに対する理解促進	2 5 7
2 地域における子どもの健全育成	2 6 1
(1) 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進	2 6 1

(2) 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり	265
第3章 幼児教育・保育の充実	
1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上	271
(1) 幼児教育・保育環境の充実	271
(2) 幼児教育・保育の質の向上	302
2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの内容	317
(1) 延長保育等の実施	317
(2) 病児保育の推進	325
(3) その他の保育事業	325

第4部 佐世保市における関連施設への往査

第1章 監査の観点・方法	327
第1 概要	327
第2 調査事項	327
第2章 公立保育所往査	329
第1 市立大黒保育所	329
第2 中部子育て支援センター	339
第3章 私立保育所往査（CANDYこども園）	342
第4章 ファミリーサポートセンター	352
第5章 あおぞらランド	361

第5部 総括

第1章 全体的な評価・意見	369
第2章 意見及び評価等	371

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、原則として、条については「第」をつけているが、項・号については「第」の記載を省略している。ただし、項・号について、適宜「第」の記載していることがある。

※数字の記載について

本文中の数字は原則として、全角で「,」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。ただし、適宜「、」または「,」を付記していることがある。

※略称について

法令、条例、内規等については、適宜略称をする際、本文中にてその旨を明示している。また、包括外部監査人については、適宜「監査人」と略称することがある。

※年度について

原文が「平成31年度」となっているものを除いて、原則として「令和元年度」又は「令和1年度」と記載する。

第 1 部

包括外部監査の概要

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37の1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査のテーマ

子ども・子育て支援事業に関する財務・事務執行

(2) 外部監査の対象期間

原則として令和4年度。ただし必要に応じて他年度。

第2 事件を選定した理由

我が国における人口減少・少子化の進行については、佐世保市でも例外ではない。佐世保市における人口は2010（平成22）年度にピークとなり26万1101人まで増加していたが、それ以降は減少傾向が続き、2022（令和2）年度は24万3223人となっている。そして、出生数は減少傾向にあり、2001（平成13）年度の出生数は2,331人、年少人口（0歳～14歳）の割合は15.2%であったのに対して、令和2年度の出生数は1,881人、年少人口の割合は13.0%となっている。このように、長期間にわたり人口減少・少子化が進んでいることから、今後もこの傾向が続くと予想されている。

少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済構造の大きな転換期を迎えている。また、共働き家庭の増加、核家族化、地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題も顕在化している。

佐世保市では、2015（平成27）年度から5カ年を計画期間とする「新

させぼっ子未来プラン」を策定し、また、その後継計画として、令和2年度から「第2期新させぼっ子未来プラン」を策定しており、妊娠・出産から乳幼児期・学齢期・青少年期に至る子ども・子育て支援施策を総合的に推進している。

これまで佐世保市の包括外部監査において同内容の監査が実施されていないことに加え、前述の通り少子化が進む現状においては、同計画に基づく子育て支援事業について、財務・事務執行が効果的かつ適切に実施されてきたかどうか検証を行うことは有意義であると考えます。とりわけ、子育て支援施策は、社会、周辺状況の変化によって必要性、適合性等が変化していくものであることから、どのような支援事業が必要で何が足りないかという観点からも検証を試みたく、本年度の監査テーマとして選定しました。

第3 包括外部監査の手法

1 外部監査の対象部署

佐世保市の事務分掌として子ども子育て支援政策を統括している子ども未来部を主要な監査対象とした。

2 外部監査の観点

子ども・子育て支援事業の財務・事務執行の現状監査につき、その施策や事務執行並びにその結果については、法令による是非を問われるべきものである。それゆえ、これらについては、適法性、有効性及び効率性に重点を置いて検証した。また、その財務については、税金を直接の原資としていることから、適法性、有効性及び効率性に加え、経済性も併せてその適否につき留意した。

それぞれの語句の意味について、以下のとおりである。

適法性 法令等の根拠に照らし、子ども・子育て支援事業の事務執行が適切に執行されているか。

有効性 事務・事業の遂行および予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。

経済性 より少ない費用で実施できないか。

効率性 子ども・子育て支援事業に関する支出につき、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

3 外部監査の手続

主な手続は、以下のとおりである。

(1) 関係資料（法規集・文献等）の収集・検証

(2) 関係部署に対するヒアリング・書面照会

関係部署に対し、必要に応じて、ヒアリングを実施した。また、適宜、関係部署、特に、佐世保市子ども未来部への書面照会を用いて事実確認を行った。

(3) 関係書類の閲覧

関係部署へ必要書類の閲覧を求め、閲覧した。原本確認が必要なものは原本を確認した。

(4) 現場視察（往査）

監査執務は、外部監査人室のほか、必要に応じて、子ども・子育て支援事業に関連する施設の視察を行った。

第4 包括外部監査の期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

第5 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

本監査において、監査人は、監査の事務に際し、監査人補助者による補助を受けている（地方自治法第252条の32の1項）。

監査人を含め弁護士4名体制である。

包括外部監査人	弁護士	馬場	章廣
包括外部監査人補助者	弁護士	松田	貴史
同上	弁護士	堤	智代美
同上	弁護士	今井	寧子

第6 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第7 報告書の構成

1 全体の構成

- 第1部 包括外部監査の概要
- 第2部 佐世保市の財政及び人口の推移
- 第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策
- 第4部 佐世保市における関連施設への往査
- 第5部 総括

2 各部の各章の構成

本報告書では、第2部から第4部まで、基本的に、以下の構成で記載す

ることとした。ただし、章によっては、当該構成での記載が難しい場合は、別の構成によっている。

(1) 監査の観点・監査の方法

当該項目において意識した監査の観点と監査の方法を記載した。

(2) 組織概要等

佐世保市の子ども子育て支援を担当する佐世保市子ども未来部について、適宜組織概要等を記載した。

(3) 法令、内規等（規範）

子ども子育て支援については、子ども・子育て支援法、児童福祉法等国の法令が定められているが、地域毎の需要への対応のため、佐世保市子ども育成条例等の各条例及び内規が具体的な手続を定めている。関係法令や内規等についても内容を精査した。

(4) 現実の運用状況、手続内容の摘示（事実）

監査にて把握した実際の予算執行状況につき、必要に応じて選別の上で、運用状況及び手続内容について摘示した。

(5) 意見等

監査項目についての判断となる指摘及び意見、評価については、上記の規範及び運用状況等事実について、適宜個別に付するとともに、各章の総論的なものについては最後に記載した。それぞれの意義は次のとおりである。

ア 規範に反しているものは「指摘」とする。

イ 規範には反していないものの改善・変更をすべきと考えるものを「意見」とする。

ウ 事務執行のうち評価されるべき点については、端的に「評価」と記載している。

第 2 部

佐世保市の財政及び人口の推移

第1章 佐世保市の財政の推移

第1 普通会計

- 1 佐世保市の会計につき一般会計及び特別会計を統一的に再構成した普通会計につき、2013（平成25）年度から2022（令和4）年度までの決算の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

一般会計決算状況(普通会計ベース)										
	佐世保市 (4年度)	佐世保市 (3年度)	佐世保市 (2年度)	佐世保市 (元年度)	佐世保市 (30年度)	佐世保市 (29年度)	佐世保市 (28年度)	佐世保市 (27年度)	佐世保市 (26年度)	佐世保市 (25年度)
歳入総額		144,680,447	157,063,195	136,677,733	123,389,520	124,024,694	123,352,976	122,153,207	119,471,349	121,142,914
歳出総額		138,657,544	151,357,527	132,355,607	118,935,923	119,955,318	119,394,618	117,513,869	116,180,521	117,548,686
歳入歳出差引額	0	6,022,903	5,705,668	4,322,126	4,453,597	4,069,376	3,958,358	4,639,338	3,290,828	3,594,228
翌年度繰り越すべき財源		1,396,820	1,073,687	1,063,350	880,474	488,446	734,103	366,382	438,482	419,822
実質収支	0	4,626,083	4,631,981	3,258,776	3,573,123	3,580,930	3,224,255	4,272,956	2,852,346	3,174,406
単年度収支	△ 4,626,083	△ 5,898	1,373,205	△ 314,347	△ 7,807	356,675	△ 1,048,701	1,420,610	△ 322,060	△ 351,269
基金積立金		2,321,961	1,411,048	2,169,679	1,015,325	1,144,502	1,586,391	1,491,847	1,143,019	1,649,288
繰上償還額		8,000	7,236	106,100	97,643	62,333	0	0	0	11,979
積立金取崩額		1,264,360	1,306,516	1,180,224	1,662,166	1,311,604	1,311,604	1,000,000	1,770,000	1,880,000
実質単年度収支額	△ 4,626,083	1,059,703	1,484,973	781,208	△ 557,005	251,906	△ 773,914	1,912,457	△ 949,041	△ 570,002

2 普通会計歳入決算額（2013（平成25）年度から2022（令和4）年度まで）

（単位：千円）

決算統計主要指標比較表(普通会計ベース)										
	佐世保市 (4年度)	佐世保市 (3年度)	佐世保市 (2年度)	佐世保市 (元年度)	佐世保市 (30年度)	佐世保市 (29年度)	佐世保市 (28年度)	佐世保市 (27年度)	佐世保市 (26年度)	佐世保市 (25年度)
歳入総額		144,680,447	157,063,195	136,677,733	123,389,520	124,024,694	123,352,976	122,153,207	119,471,349	121,142,914
地方税		29,238,914	29,105,439	29,785,825	30,337,272	29,524,985	29,035,508	28,934,593	29,051,702	28,769,278
地方譲与税		761,481	756,997	730,987	717,658	715,464	715,742	721,633	693,199	728,444
利子割交付金		15,466	18,723	16,836	45,074	49,123	29,823	42,407	50,954	57,940
配当割交付金		116,769	67,075	77,115	61,714	88,626	59,786	117,032	163,542	86,864
株式譲渡所得等所得割交付金		147,206	85,978	42,388	63,059	91,153	34,892	97,313	90,738	119,480
地方消費税交付金		5,956,628	5,448,546	4,501,778	4,674,018	4,500,220	4,349,367	4,864,787	2,881,349	2,384,032
ゴルフ場交付金		40,791	36,765	35,804	35,756	37,087	37,696	39,401	38,859	41,428
自動車交付金		0	17	74,828	145,519	134,939	100,359	88,523	53,244	119,241
自動車税環境性能割交付金		38,420	40,179	16,282						
法人事業税交付金		341,776	194,493							
地方特例交付金		621,341	201,305	422,710	150,463	126,484	116,786	115,120	112,560	106,593
地方交付税		26,939,462	25,113,042	25,233,513	25,106,906	26,351,805	28,097,879	27,739,982	28,237,135	28,528,162
交通安全交付金		31,731	35,044	32,770	34,518	37,114	38,752	41,108	38,266	42,223
分担金・負担金		1,738,005	1,662,837	2,001,374	2,252,919	2,301,329	2,292,485	2,377,148	2,341,820	2,241,022
使用料		1,965,808	1,976,419	2,131,238	2,173,263	2,165,393	2,170,137	2,057,288	2,120,756	2,124,476
手数料		743,444	746,660	752,934	739,640	745,579	748,121	731,442	776,049	739,722
国庫支出金		35,536,114	54,135,562	25,638,800	20,964,502	22,058,471	21,209,403	21,680,887	20,469,877	19,979,786
国有提供交付金		785,088	789,948	788,018	759,641	757,560	768,345	758,741	753,781	772,704
都道府県支出金		13,445,492	11,442,480	8,950,315	8,124,670	8,641,118	8,219,319	8,386,287	8,137,087	8,100,019
財産収入		639,805	597,442	853,493	613,024	642,363	982,981	723,299	722,183	583,183
寄附金		2,094,253	2,150,331	2,440,202	1,869,787	2,010,167	2,704,831	2,655,619	11,676	36,041
繰入金		4,126,228	4,780,176	5,325,757	5,339,366	4,625,194	4,173,462	3,437,515	3,746,345	4,433,694
繰越金		5,705,668	4,322,126	4,453,597	4,069,376	3,958,358	4,639,338	3,290,828	3,594,228	3,910,469
諸収入		4,144,257	4,851,311	6,172,669	5,256,275	5,311,962	5,507,364	6,101,454	5,811,399	6,396,413
地方債		9,506,300	8,504,300	16,198,500	9,855,100	9,150,200	7,320,600	7,150,800	9,574,600	10,841,700

※表中の網掛け部分は一般財源である。

3 決算統計主要指標比較表（普通会計ベース）

（2013（平成25）年度から2021（令和3）年度まで）

（単位：千円）

決算統計主要指標比較表(普通会計ベース)										
	佐世保市 (4年度)	佐世保市 (3年度)	佐世保市 (2年度)	佐世保市 (元年度)	佐世保市 (30年度)	佐世保市 (29年度)	佐世保市 (28年度)	佐世保市 (27年度)	佐世保市 (26年度)	佐世保市 (25年度)
歳出総額		138,657,544	151,357,527	132,355,607	118,935,923	119,955,318	119,394,618	117,513,869	116,180,521	117,548,686
義務的経費	0	71,199,914	64,332,447	61,802,814	61,724,708	62,662,067	63,359,160	60,842,329	59,692,257	57,963,262
人件費		19,791,710	19,535,851	17,135,810	18,110,742	18,187,726	17,826,304	17,272,280	17,399,542	17,023,798
扶助費		40,385,745	34,288,861	33,735,850	32,385,364	32,899,926	32,291,829	30,674,464	28,678,532	26,958,093
公債費		11,022,459	10,507,735	10,931,154	11,228,602	11,574,415	13,241,027	12,895,585	13,614,183	13,981,371
投資的経費		17,140,532	15,388,521	25,892,937	14,285,365	14,161,807	10,678,161	13,068,150	14,658,304	17,171,133
その他	0	50,317,098	71,636,559	44,659,856	42,925,850	43,131,444	45,357,297	43,603,390	41,829,960	41,868,291

第2 一般会計

1 一般会計決算の推移（2013（平成25）年度から2022（令和4）年度まで）

（単位：千円）

一般会計決算状況

区 分	（単位：千円）										
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	
歳 入 額		139,910,695	155,146,065	134,243,305	121,241,998	121,313,870	121,880,379	120,229,185	117,406,049	118,893,791	
歳 出 額		134,298,442	149,998,243	130,346,855	117,251,837	117,583,359	118,103,551	115,688,696	114,236,819	115,368,447	
歳入歳出差引額	0	5,612,253	5,147,822	3,896,450	3,990,161	3,730,511	3,776,828	4,540,489	3,169,230	3,525,344	
翌年度へ繰り越すべき財源		1,396,709	1,059,466	1,063,350	734,511	452,096	712,988	365,682	436,569	414,545	
実質収支額	0	4,215,544	4,088,356	2,833,100	3,255,650	3,278,415	3,063,840	4,174,807	2,732,661	3,110,799	
単年度収支額	△ 4,215,544	127,188	1,255,256	△ 422,550	△ 22,765	214,575	△ 1,110,967	1,442,146	△ 378,138	△ 321,092	
基金積立額 （財政調整基金）		2,321,961	1,411,048	2,169,679	1,015,325	1,144,502	1,586,391	1,491,847	1,143,019	1,649,288	
繰上償還額		113,721	7,236	106,100	97,643	62,333	0	0	0	11,979	
積立金取崩額 （財政調整基金）		1,264,360	1,306,516	1,180,224	1,662,166	1,311,604	1,311,604	1,000,000	1,770,000	1,880,000	
実質単年度収支額	△ 4,215,544	1,298,510	1,367,024	673,005	△ 571,963	109,806	△ 836,180	1,933,993	△ 1,005,119	△ 539,825	

2 一般会計歳入決算額（2013（平成25）年度から2022（令和4）年度まで）

（単位：千円）

一般会計歳入決算額 (H25~R4)											
(単位:千円)											
区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	
	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	
市 税		29,238,914	29,105,439	29,785,825	30,337,272	29,524,985	29,035,508	28,934,593	29,051,702	28,769,278	
分担金及び負担金		2,251,347	2,170,039	2,534,665	2,709,418	2,752,046	2,671,847	2,976,744	2,661,763	2,488,557	
使用料及び手数料		1,293,994	1,287,141	1,443,367	1,475,001	1,454,926	1,469,896	1,368,722	1,432,628	1,382,450	
財産収入		696,462	583,057	852,042	610,626	596,201	845,990	658,171	577,570	573,176	
寄附金		2,094,253	2,150,331	2,440,202	1,869,787	2,010,167	2,704,831	2,655,619	11,676	37,733	
繰入金		4,042,451	5,311,928	5,832,686	5,856,522	5,042,469	4,620,007	3,717,811	4,131,640	4,677,578	
繰越金		5,147,823	3,896,450	3,990,161	3,730,511	3,776,828	4,540,489	3,169,230	3,525,344	3,809,076	
諸収入		4,124,749	4,911,079	6,166,086	5,245,611	5,385,167	5,616,897	6,016,107	5,999,872	6,516,617	
小 計	0	48,889,993	49,415,464	53,045,034	51,834,748	50,542,789	51,505,465	49,496,997	47,392,195	48,254,465	
地方譲与税		761,481	756,997	730,987	717,658	715,464	715,742	721,633	693,199	728,444	
利子割交付金		15,466	18,723	16,836	45,074	49,123	29,823	42,407	50,954	57,940	
配当割交付金		116,769	67,075	77,115	61,714	88,626	59,786	117,032	163,542	86,864	
株式等譲渡所得割交付金		147,206	85,978	42,388	63,059	91,153	34,892	97,313	90,738	119,480	
法人事業税交付金		341,776	194,493	-	-	-	-	-	-	-	
地方消費税交付金		5,956,628	5,448,546	4,501,778	4,674,018	4,500,220	4,349,367	4,864,787	2,881,349	2,384,032	
ゴルフ場利用税交付金		40,791	36,765	35,804	35,756	37,087	37,696	39,401	38,859	41,428	
環境性能割交付金		38,420	40,179	16,282	-	-	-	-	-	-	
国有提供施設等所在 市町村助成交付金		785,088	789,948	788,018	759,641	757,560	768,345	758,741	753,781	772,704	
地方特例交付金		621,341	201,305	422,710	150,463	126,484	116,786	115,120	112,560	106,593	
地方交付税		26,939,462	25,113,042	25,233,513	25,106,906	26,351,805	28,097,879	27,739,982	28,237,135	28,528,162	
交通安全対策特別 交付金		31,731	35,044	32,770	34,518	37,114	38,752	41,108	38,266	42,223	
国庫支出金		34,017,713	53,402,498	24,854,631	20,269,075	21,057,252	20,717,416	20,900,009	19,832,554	19,391,993	
県支出金		13,349,330	11,188,691	8,836,811	8,041,549	8,505,554	8,092,971	8,305,832	8,107,973	8,090,322	
市 債		7,857,500	8,351,300	15,533,800	9,302,300	8,318,700	7,215,100	6,900,300	8,959,700	10,169,900	
自動車取得税 交付金		0	17	74,828	145,519	134,939	100,359	88,523	53,244	119,241	
小 計	0	91,020,702	105,730,601	81,198,271	69,407,250	70,771,081	70,374,914	70,732,188	70,013,854	70,639,326	
合 計	0	139,910,695	155,146,065	134,243,305	121,241,998	121,313,870	121,880,379	120,229,185	117,406,049	118,893,791	
うち一般財源	0	64,218,254	61,068,559	60,938,066	61,337,439	61,619,886	62,577,838	62,760,791	61,373,282	60,941,462	

※表中の網掛け部分は、一般財源。

※表中の網掛け部分は一般財源である。

一般会計歳入について、最も重要な自主財源である市税は、概ね横ばい状態となっている。2020（令和2）年度以降、大きくはないが地方消費税の増加傾向があり、また、国庫支出金が2020（令和2）年度に大きく増加している。これは、2019（令和元）年10月に、消費税額が「8%⇒10%」となったため消費税が増額したものであり、また、国庫支出金については、特別定額給付金事業や新生児等特別定額給付金事業のための増額、並びに、「新型

「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」の交付による増額である。

3 一般会計目的別歳出決算額（2013（平成25）年度から2022（令和4）年度まで）

（単位：千円）

一般会計目的別歳出決算額 (H25～R4)										
款別	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
議会費		544,693	550,333	577,603	567,004	576,989	577,547	640,782	601,378	623,875
総務費		16,550,839	39,018,253	14,509,213	13,748,805	15,318,045	15,706,256	14,570,896	13,702,692	14,532,852
民生費		53,356,859	47,603,163	47,330,981	45,257,262	45,937,664	45,526,798	43,490,531	42,140,574	40,125,529
衛生費		13,185,866	11,320,346	20,192,051	14,425,627	12,466,301	12,327,890	11,245,566	12,170,753	11,287,484
労働費		67,991	68,251	74,504	73,774	79,435	73,055	72,041	78,282	79,799
農林水産業費		2,273,498	2,739,171	2,231,229	2,284,083	2,336,850	2,395,986	2,438,112	2,474,684	2,695,864
商工費		10,750,690	10,208,971	7,141,411	7,147,524	7,521,549	7,937,755	8,035,294	6,501,164	7,541,001
土木費		8,101,681	7,551,534	6,352,213	6,141,329	6,211,676	5,736,962	5,894,462	6,525,135	7,367,378
港湾費		2,047,178	1,728,035	2,819,372		1,995,558	2,026,352	1,323,247	1,648,737	2,172,530
消防費		4,695,200	5,771,268	4,289,256	3,930,018	4,245,992	4,022,352	5,470,000	4,346,766	4,104,143
教育費		11,090,555	11,633,783	13,609,392	9,531,474	9,649,517	8,867,117	10,190,190	10,939,782	11,687,620
災害復旧費		1,200,218	1,477,448	593,376	302,570	225,720	445,281	239,282	316,769	190,839
公債費		10,433,174	10,327,687	10,626,254	10,798,198	11,012,522	12,449,909	12,065,493	12,775,016	12,938,802
諸支出金		0	0	0	5,500	5,541	10,291	12,800	15,087	20,731
合計	0	134,298,442	149,998,243	130,346,855	114,213,168	117,583,359	118,103,551	115,688,696	114,236,819	115,368,447

第3 財政に関する見通し

1 佐世保市中期財政計画の概略

(1) 佐世保市の財政に関する見通しについては、2021（令和3）年10月、佐世保市財務部が「佐世保市中期財政計画（令和4年度～令和8年度）」を策定している。同計画の概略は、以下のとおりである。

(2) 財政計画：2022（令和4）年時点での財政上の問題

ア 収支全体

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の収支不足幅は累積で△229.7億円となる見込みである。財政調整基金（年度による財政不均衡を調整するため財源に余剰がある際に積み立てておく基金）を全額繰り入れるとしても収支不足が改善しない厳しい状況にある。

イ 歳入

市税については、内閣府が公表した中長期の経済財政に関する試算（2022（令和4）年7月）において、「新しい資本主義を実現するため、社会課題の解決に向けた重点投資分野において、官民が連携し、計画的で大胆な投資を推進すること等により、民間投資が喚起され、所得の増加が消費に結びつくことで、潜在成長率が着実に上昇していく」ことに沿った形で、2023（令和5）年度は297.8億円（2022（令和4）年度比+3.8億円）が見込まれる。

もともと、地方財政対策による推計を参考とした歳入純一般財源（1款（市税）、2款～9款（譲与税及び県税交付金）、11款（地方特例交付金）、12款（地方交付税）、23款（臨時財政対策債）の合計額）は、令和3年度計画令和5～令和8年度と今回の同期間を比較すると、17.7億円の減となる。

2021（令和3）年度の「骨太の方針2021」の中で、引き続き地方の一般財源総額は、2024（令和6）年度までの3年間は一定の額を確保することが示されているものの、それ以降は不透明な状況であり、恒常的な財源不足が続く中、コロナ禍や物価高騰等への対応も加わり一段と厳しさを増した現下の国の財政事情を鑑みれば、平時モードに戻った際の国の歳出改革等に係る地方財政への影響について注視していく必要がある、今後の地方財政は厳しい財政運営が予想される。

ウ 歳出

社会保障関係費が右肩上がりである。普通建設事業は令和元年度（新西部クリーンセンター建設や学校空調整備の特殊要因あり）の253.0億円がピークである。今後は、施設の老朽化（施設保全・長寿命化）への対応などにより高水準（増加していく見込み）である。社会保障関係費の伸びは、公債費（借金返済）の縮減でカバーすることになる。なお、公債費については、これまでの大型事業（クルーズ岸壁整備、新西部クリーンセンター建設、学校空調整備等）の償還が続くことに加え、今後、施設保全・長寿命化への対応などによる地方債の発行増が見込まれる。

エ 財政計画

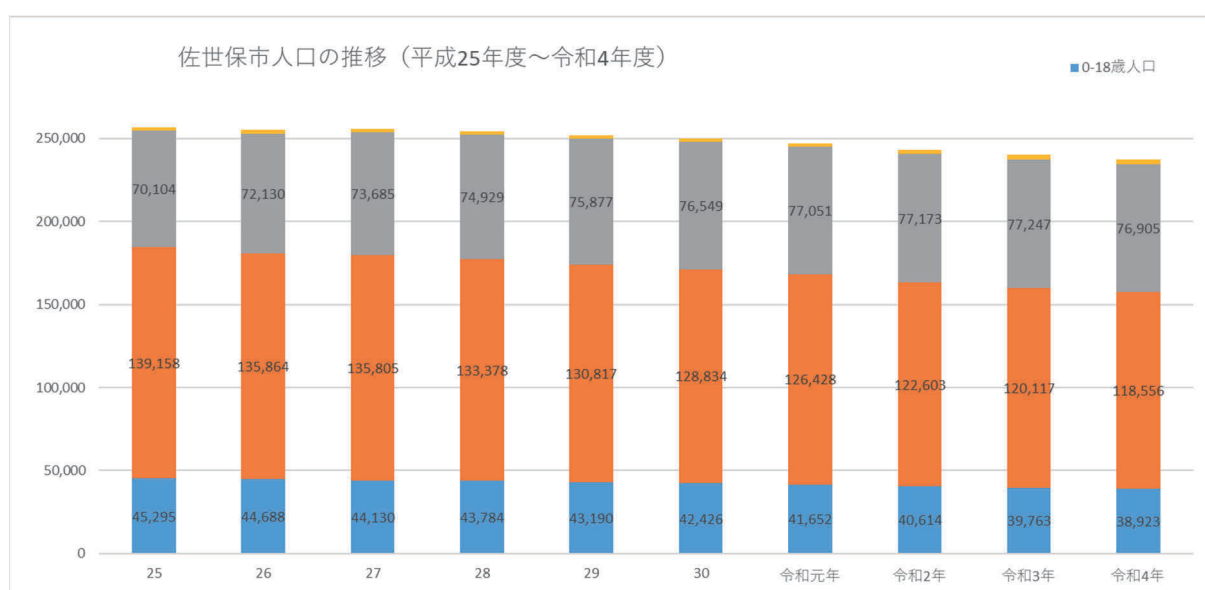
第6次行財政改革推進計画（後期プラン）に掲げる下記の改革改善の取組みを継続して実施し、財源調整後の収支不足△28.5億円は、第7次行財政改革推進計画（行革推進プラン）の取組みによる改革改善効果額で補い、財政運営の健全性の維持を目指す。

しかしながら、5年間の累積で△0.7億円の収支不足（収支不均衡）の状況であるため、さらなる改革改善の取組みを各部局が危機感（危機意識）を持って実施する必要がある。

第2章 人口の推移

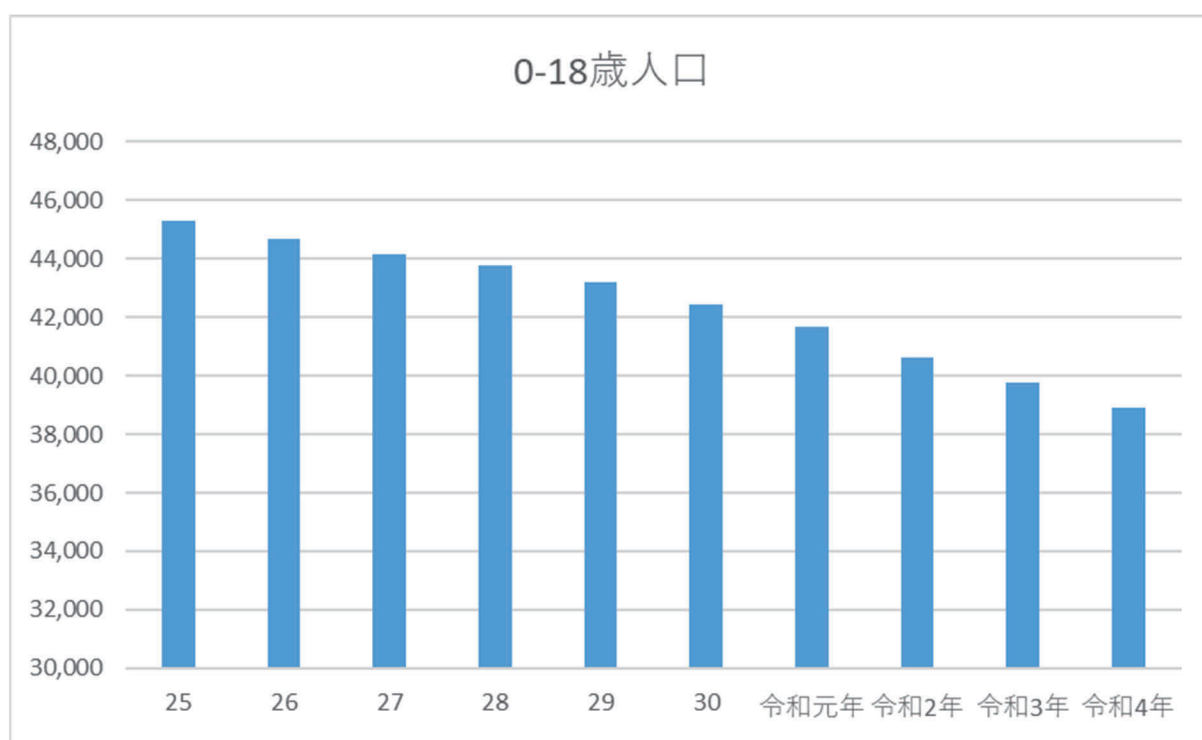
第1 佐世保市の人口の推移

全国的に少子高齢化、人口減が続いており、佐世保市においてもそれは同様である。2019（令和元）年以降は総人口が25万人を割る状況となっており、今後も人口減が続くことが見込まれる。



第2 18歳未満人口の推移

前述の通り佐世保市においても少子高齢化が続いており、就学・保育が想定される0歳から18歳の人口は減少傾向が続いている。2013（平成25）年には約4万5000人であったが、2022（令和4）年には約3万9000人と大幅に減少している。

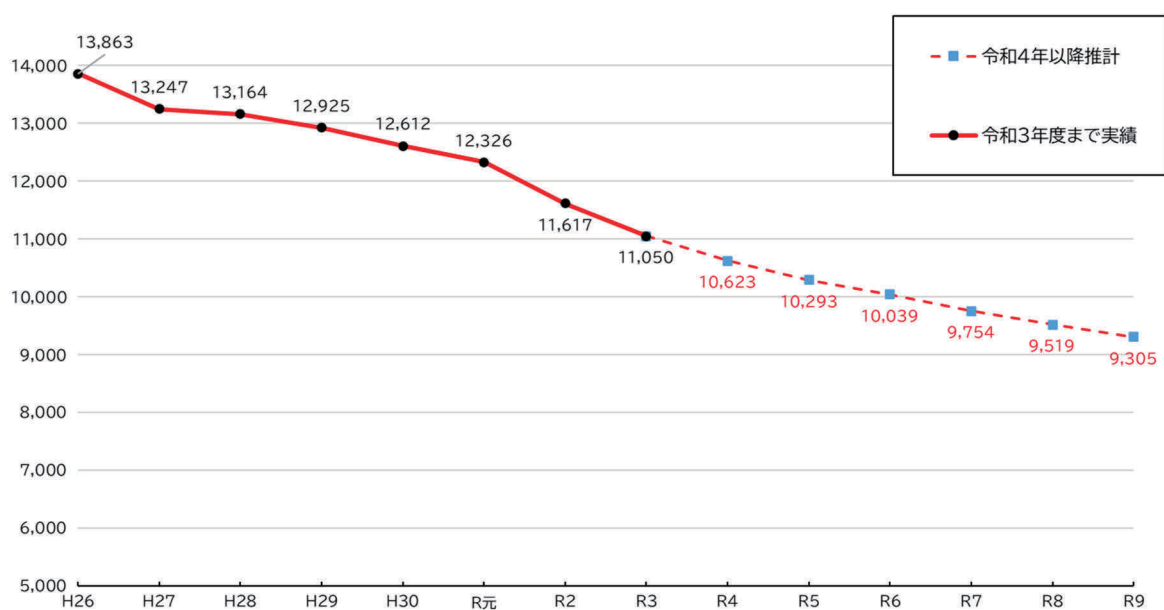


	25	26	27	28	29	30	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
0-18歳人口	45,295	44,688	44,130	43,784	43,190	42,426	41,652	40,614	39,763	38,923

第3 未就学児・小学生人口の推移

1 未就学児（5歳以下人口）

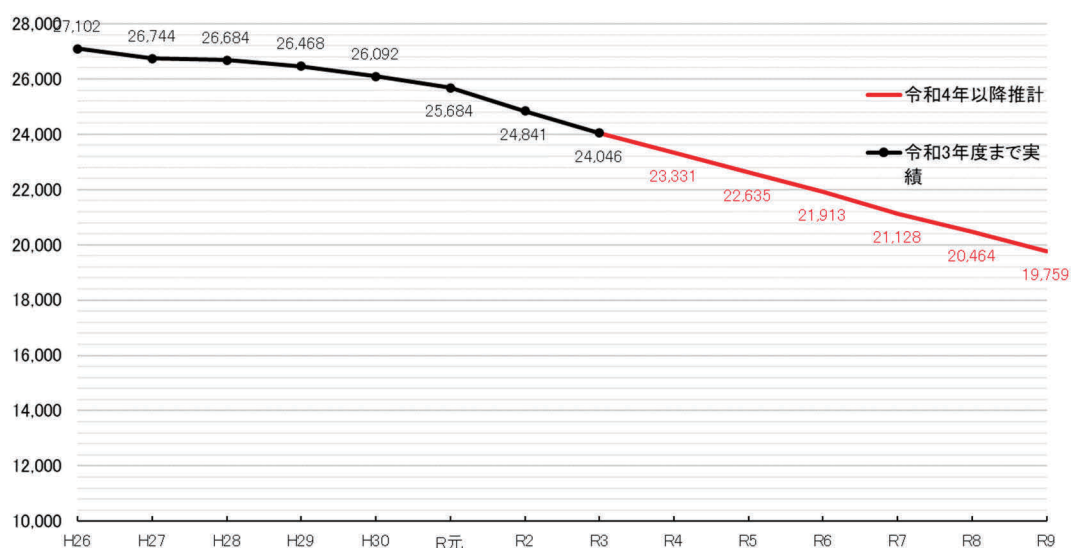
未就学児の人口を見ると、2013（平成25）年には約1万4000人であったが、2021（令和3）年には約1万1000人と大幅に減少し、今後も減少傾向が続くことが見込まれる。



	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和3年度まで実績	13,863	13,247	13,164	12,925	12,612	12,326	11,617	11,050						
令和4年以降推計								11,050	10,623	10,293	10,039	9,754	9,519	9,305

2 小学生人口（11歳以下人口）

小学生の人口を見ると、2014（平成26）年には約2万7000人であったが、2021（令和3）年には約2万4000人と大幅に減少し、今後も減少傾向が続くことが見込まれる。



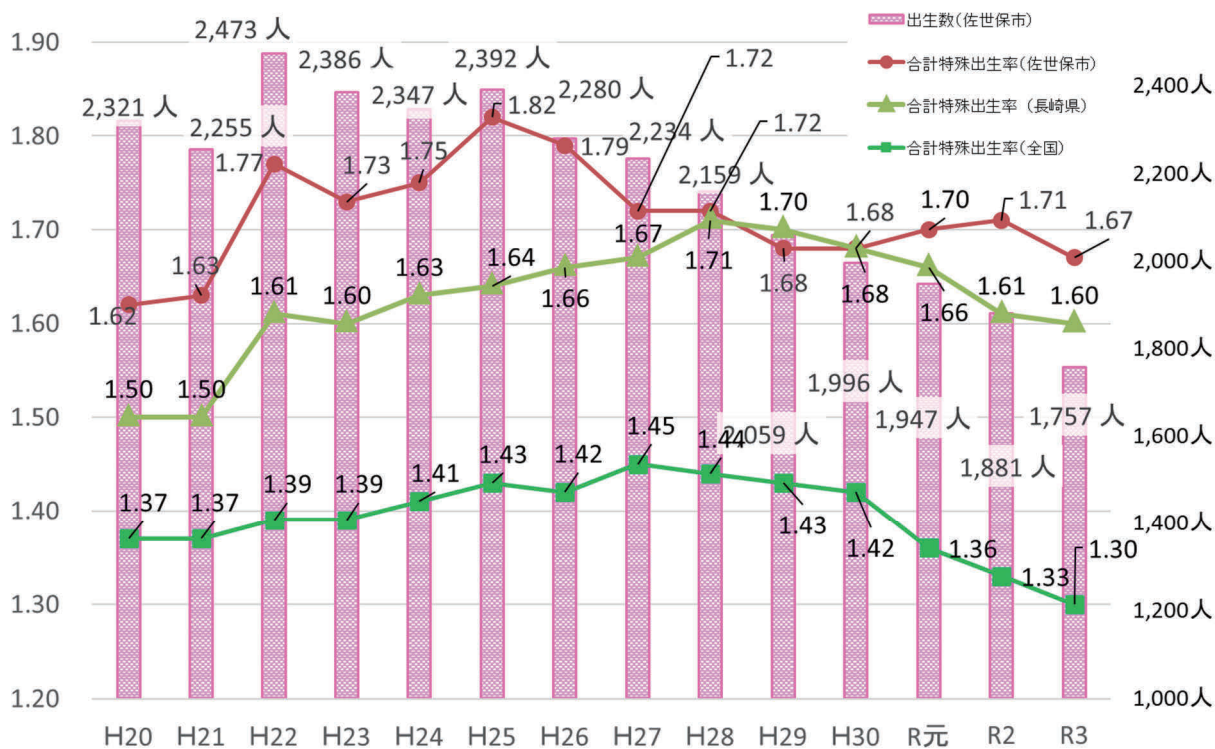
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和3年度まで実績	27,102	26,744	26,684	26,468	26,092	25,684	24,841	24,046						
令和4年以降推計								24,046	23,331	22,635	21,913	21,128	20,464	19,759

第4 出生数及び合計特殊出生率の推移

佐世保市の出生数及び合計特殊出生率を見ると、2013（平成25）年頃までは出生率及び合計特殊出生率は横ばいないし上昇傾向にあったものの、その後は減少傾向にあり、2013（平成25）年には出生数2392人、合計特殊出生率1.82であったが、2021（令和3）年には出生数1757人、合計特殊出生

率1.67と大幅に減少し、今後も減少傾向が続くことが見込まれる。合計特殊出生率は全国及び長崎県と比較すると高い数値ではあるものの、予断を許さない状況である。

なお、合計特殊出生率とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。



合計特殊出生率の推移（平成18年～令和3年）																
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
出生数 【佐世保市】	2,315	2,332	2,321	2,255	2,473	2,386	2,347	2,392	2,280	2,234	2,159	2,059	1,996	1,947	1,881	1,757
15～49歳の女性数 【佐世保市】	51,911	51,182	50,143	49,377	50,597	49,555	48,945	48,409	47,677	48,191	47,675	46,597	45,684	44,517	43,144	42,034
合計特殊出生率 【佐世保市】	1.53	1.59	1.62	1.63	1.77	1.73	1.75	1.82	1.79	1.72	1.72	1.68	1.68	1.70	1.71	1.67
合計特殊出生率 【長崎県】	1.49	1.48	1.50	1.50	1.61	1.60	1.63	1.64	1.66	1.67	1.71	1.70	1.68	1.66	1.61	1.60
合計特殊出生率 【国】	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30

第 3 部

佐世保市における子ども子育て支援の施策

第1章 監査の観点・方法

佐世保市における子ども子育て支援政策に関する規則、佐世保市子ども未来部の組織運営・事務分掌、「第2期新させぼっ子未来プラン」の内容並びに予算等について佐世保市に資料提出を求め、これらの現状を確認した。これらの点について、適宜意見を述べる。

第2章 我が国における子ども子育て支援の経緯・内容等

第1 我が国の子ども家庭福祉の歴史

我が国の子ども家庭福祉は、古くは、封建時代における村落共同体の相互扶助に基づいており、593年に聖徳太子が四天王寺に設立した「悲田院」など仏教思想に基づいた孤児、棄児の救済も行われてきた。

制度的な児童福祉的施策が行われるようになったのは、明治期以降となる。もともと、明治期は制度として不十分な点も多く、仏教やキリスト教関係の団体や篤志家が中心となり、慈善救済事業を行っていた。民間の児童福祉事業としては児童養護施設が挙げられ、長崎県内では岩永マキやドロ神父による浦上養育院（1874（明治7）年）がある。明治維新後に子どもの福祉に関する法律が制定されるようになったが、その目的は子どもの保護よりも富国強兵・殖産興業に重点が置かれていた。1874（明治7）年には総合的な福祉法として「恤救規則」が制定されるが、救済の条件が厳しいなど不十分な点が多かったため、民間による児童福祉事業は大きな比重を占め続けていた。産業革命が推し進められているなか、貧窮者が増大し、1911（明治44）年には、子ども・女性労働に対する保護立法である「工場法」が制定され、15歳未満の労働時間の短縮、深夜

労働、危険作業の禁止などが規定されたが、十分な保護がなされたものとは言えなかった。また、法律の遵守を求められた工場では年少の児童を解雇することになり、多くの児童が浮浪児になるなど、さらに厳しい環境に追い込まれるという現実もあった。

大正期には、内務省社会局が新設され、児童保護のための社会福祉制度や施設の充実が図られることになった。生活の厳しさが原因で児童の非行が多発していたことから、1922（大正11）年に「少年法」「矯正院法」が制定された。また、現在の民生委員児童委員制度の前身である岡山県済世顧問制度などができたのもこの頃である。

昭和に入ると、災害や昭和恐慌により、困窮する国民が増大し、欠食児童、人身売買、児童虐待、母子心中などの問題が多発するようになり、このような社会情勢に対して、1929（昭和4）年に要扶養児をもつ貧困な母親への扶養を定めた「救護法」（ただし、財政的な問題から施行は1932（昭和7）年となった）、1933（昭和8）年には「少年教護法」「児童虐待防止法」が制定され、1937（昭和12）年には「母子保護法」によって貧困母子世帯に対する扶助が行われることになった。

その後、太平洋戦争に突入していき、第二次世界大戦の敗戦により、大量の戦災孤児や引き揚げ孤児、浮浪児が巷にあふれる時代となった。戦後は、日本国憲法の基本理念に基づき、1947（昭和22）年に「児童福祉法」が制定され、児童福祉を国の責任において、一つの体系とし、要保護児童を対象とした「児童保護」から、全ての子どもを対象とした「児童福祉」へと転換されていくこととなった。1951（昭和26）年には「児童憲章」が制定され、大人は子どもの権利を認め、保護する責任を有し、子どもの健全な発達をめざし努力することが期待されることになった。その後、高度経済成長時代に入り、工業化による出稼ぎや、親の失業等による家庭生活の変化にともない、子どもの扶養や養育能力の低下が問題とな

り、経済成長を支える労働力確保のための人材育成として、児童福祉の重要性が唱えられ、「母子福祉法」（1964（昭和39）年制定）、「母子保健法」（1965（昭和40）年制定）、「児童手当法」（1971（昭和46）年制定）等の諸立法がされていった。

第2 子ども家庭福祉の進展

子ども家庭福祉の政策は進められていたが、1989（昭和64、平成1）年の人口動態統計において、合計特殊出生率が1.57となり、急激な少子高齢化が進んでいることが明らかとなった。そのため、政府は少子化対策を推し進めていくことになる。

また、国際的な児童福祉の動きに伴い、我が国においても1994（平成6）年「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を批准し、締結国となった。同条約では、子どもを「保護される対象」として捉えるのではなく、権利を享受し行使する「権利の主体」として捉えられていることが特徴となっている。近年では、少子化の進行、夫婦共稼ぎ世帯の一般化、離婚の増加など子育てを巡る社会環境が大きく変化してきたことに伴い、子ども虐待や不登校児の増加などの家庭問題が複雑化、多様化してきている。

これらの対策として、以下のとおり、子育て支援に対応する法改正や諸施策が講じられてきている。

1994（平成6）年

「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）の策定

1997（平成9）年

「児童福祉法」の改正

※ 市町村の措置であった保育所への入所が、保護者が希望する保育所を選択して入所することが可能となる。自立支援を基本として施設の機能と名称の見直しが行われる（「養護施設・虚弱児施設」→「児童養護施設」、「教護院」→「児童自立支援施設」等）。

2000（平成12）年

「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）制定

2004（平成16）年

「発達障害者支援法」制定

2009（平成21）年

「子ども・若者育成支援法」成立

2010（平成22）年

「障害者自立支援法」（現障害者総合支援法）・「児童福祉法」改正

2012（平成24）年

子ども・子育て関連3法の制定

（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）

2013（平成25）年

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」公布

2014（平成26）年

「基本指針」改正（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基

本的な指針)

2015 (平成27) 年

子ども・子育て支援新制度の施行、子ども・若者育成支援推進大綱の改正

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき設置された子どもの貧困対策会議により、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(すくすくサポート・プロジェクト)」決定

2016 (平成28) 年

「児童福祉法」改正

※ 子ども虐待防止対策に向けた施策と支援の強化等を盛り込む。子どもが「権利の主体」として位置付けられ、基本理念の見直しが行なわれるとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村における支援拠点の整備、児童相談所等の体制強化、里親委託等の推進、18才以上の者の支援等が盛り込まれた。

2019 (令和元) 年

「児童福祉法」、「基本指針」、「次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」の改正

2020 (令和2) 年

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の改正

2022 (令和4) 年

「こども基本法」制定、「児童福祉法」改正(2024(令和6)年施行予定)

2023 (令和5) 年

こども家庭庁の設置

第3 子ども家庭福祉の行政機関及び審議機関

1 はじめに

子ども家庭福祉に係る行政の機関について概観する。

2 国（こども家庭庁）

従前、厚生労働省（子ども家庭局）において、子ども家庭福祉に関する福祉行政全般についての企画調整、監査指導、事業に要する費用の予算措置などの中核的機能を担ってきたが、2023（令和5）年に内閣府の外局としてこども家庭庁が新設された。こども家庭庁は政府の中の子ども子育て支援政策の中核となり、厚生労働省子ども家庭局のほか、内閣府や文部科学省が担当していた事務を引継ぎ担当することになる。

3 地方公共団体

都道府県は、子ども家庭福祉事業の企画立案、予算措置、児童福祉施設の認可と指導監督、児童福祉施設（保育所を除く）への入所決定、児童相談所や福祉事務所・保健所等の設置運営、市町村に対する必要な援助、児童家庭相談のうち専門性の高いものへの対応等を行う。政令指定都市については、都道府県とほぼ同様の権限をもち、子ども家庭福祉に関する事務を行う。

4 市町村

市町村は、保育所などの児童福祉施設の設置及び保育の提供、障害児通所支援等の事業、子育て支援事業の整備、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査、子ども及び妊産婦の福祉に関する事業の把握・情報提供、相談事業等を行っている。

5 審議機関

こども家庭庁においては、こども家庭庁設置法に基づいてこども家庭

審議会が設置され、基本的な政策に関する重要事項について意見を述べるができるほか、こども基本法に基づいてこども政策推進会議が設置され、こども政策に関する重要事項等について意見を述べるができる。また、厚生労働省には、社会保障審議会が設置され、子ども家庭福祉にも関係する社会福祉等について調査・審議が行われている。

また、都道府県、政令指定都市、中核市については、児童、妊産婦、知的障がい者の福祉に関する調査・答申を行う児童福祉審議会を設置することが児童福祉法で義務づけられている（特別区を含む市町村においても市町村長及び特別区の区長の下に必要な応じて設置することができる）。また、都道府県及び市町村は、国のこども家庭審議会に相当する審議会を条例で設置する努力義務が子ども子育て支援法（2022（令和4）年改正）により定められている。

第4 実施機関

1 はじめに

子ども家庭福祉に係る行政の機関について概観する。

2 児童相談所

児童相談所は「市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること」を目的としており（児童相談所運営指針）、児童福祉法に基づき、各都道府県及び政令指定都市に設置が義務づけられている。

児童相談所の職員として、ソーシャルワーカー（児童福祉司、相談員）、

児童心理士、心理療法担当職員、医師、弁護士、児童指導員、保育士などの専門職員が配置され、相談、調査・診断・判定、援助（指導・措置）、一時保護などの業務を行っている。虐待等の理由により、子どもを一時的に保護する必要がある場合や、援助決定のための行動観察や生活指導等が必要な場合、児童相談所に付設された一時保護所において、子どもの一時保護が行われる（一時保護の期間は原則2ヶ月となっており、原則として児童、保護者の同意を得て行われるが、放置することが子どもの福祉を阻害すると認められる場合などは、保護者の同意を得ずに一時保護を行うことができる）。

3 福祉事務所

福祉事務所は、社会福祉法に基づき都道府県及び市（特別区を含む）に設置が義務づけられている（町村については設置が任意である）。福祉事務所における子ども福祉関連の業務には、子ども及び妊婦に関する実情把握と相談・調査・指導の実施等である。

4 保健所・市町村保健センター

保健所は、地域保健法に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市その他政令で定める市又は特別区に設置される。

子ども家庭福祉に関しては、子ども及び妊産婦の保健に関する衛生知識の普及、子ども及び妊産婦の健康相談・健康診査、保健指導、身体に障害のある子ども、長期療養が必要な子どもへの療育指導、児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し必要な助言等を行う。また、市町村の保健センターは、健康相談や保健指導、健康診査などを行う。

5 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、児童福祉法改正（1997（平成9）年）によって新たに制度化された児童家庭福祉に関する地域相談機関である。児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必

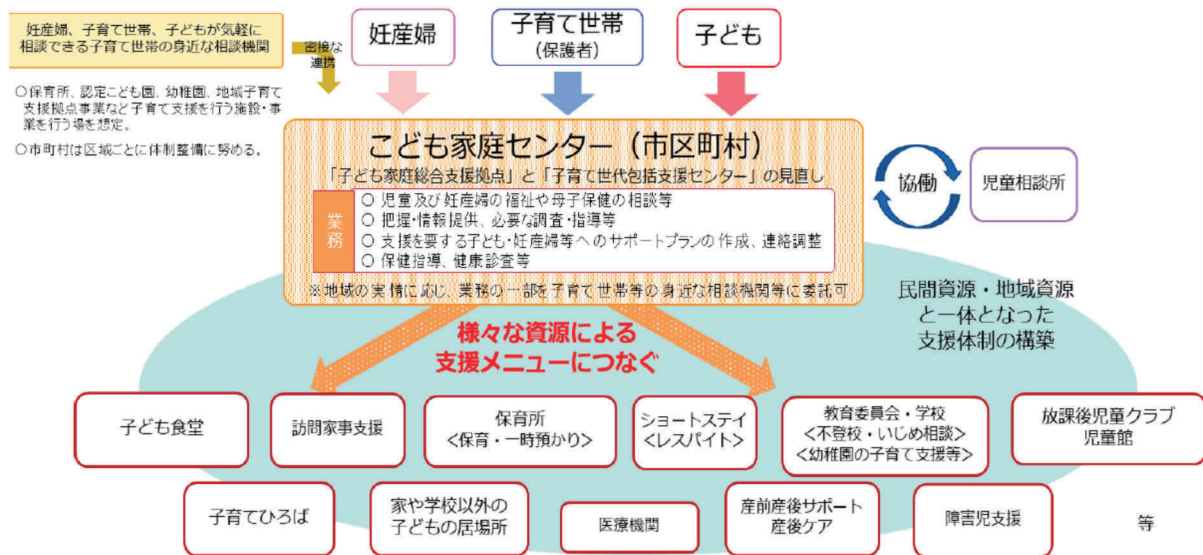
要とするものに応じる、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う、児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童等、継続的な指導措置が必要であると判断された児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う、里親及びファミリーホームからの相談に応ずる等、必要な支援を行うほか、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学校等との連絡調整を行うとされている。

6 子ども家庭センター

子育て世代を包括的に支援する機関として「こども家庭センター」が児童福祉法及び母子保健法の改正（2022（令和4）年）により設置され、2024（令和6）年度以降、全国の市区町村に設置が推進される。児童福祉法及び母子保健法の改正（2016（平成28）年）により「母子健康包括支援センター」（子育て世代包括支援センター）、「子ども家庭総合支援拠点」が設置されていたが、両機関で情報が十分に共有されておらず、必要な支援ができないケースがあったことから、両者を統合して体制を強化することになり、市町村に設置することが努力義務となった。

対応2 相談支援機能の一体化(こども家庭センター)

- ・ 子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前へ。
- ・ こども家庭センターとして、地域の関係主体とつながりながら、**サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント。**



参照：こども家庭庁支援局虐待防止対策課「こども家庭センターについて」

7 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童を支援するためには多くの関係機関の協力が必要であるところ、関係機関の連携を推進するため、児童福祉法改正（2004（平成16）年）により設置が法的に位置づけられ、2008（平成20）年には地方公共団体に設置の努力義務が定められた。2022（令和4）年の児童福祉法改正では、関係機関との情報共有・調整がこども家庭庁の業務の一つとなった。

要保護児童対策地域協議会は、市町村などの地方公共団体が設置し、要保護児童の保護や支援を行うために必要な情報交換や、児童に対する支援の内容を協議することになる。

8 家庭裁判所

家庭裁判所は全国に設置された下級裁判所（裁判所法第2条）であり、離婚や相続などに関する家庭内の紛争（家事事件）と非行を犯した少年に関する事件（少年事件）を専門的に取り扱っている。

第5 子ども家庭福祉に関する施設の種類と類型

1 はじめに

子ども家庭福祉に関する施設について概観する。

2 児童福祉法に基づく児童福祉施設の分類

児童福祉法に基づく児童福祉施設は、その設置目的や生活形態によって次のように分類することができる。まず、施設の設置目的によって以下の4つに分類できる。

① 社会的養護関係施設

※ 保護養護自立支援などを行うことを目的とする施設

② 障がい児関係施設

※ 障がい児に対して保護、療育訓練、自活訓練などを行うことを目的とする施設

③ 子ども育成関係施設

※ 子どもの健全な育成を図ることを目的とする施設

④ 保健関係施設

また、生活形態によって、以下の3つに分類することが可能である。

① 入所施設

※ 24時間そこで生活するというかたちで利用する施設

② 通所施設

※ 1日のうちの一定時間利用する施設で各種の契約制度により利用者を制度的に把握できる施設

③ 利用施設

※ 1日のうちの一定時間利用する施設で、各種の契約制度により利用者を制度上把握できていないもの、若しくは把握することを必要としない施設

これら設置目的と生活形態による分類をまとめると以下の通りとなる。

	入所施設	通所施設・通所機能	利用施設
社会的養護関係施設	乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設	児童心理治療施設* 児童自立支援施設*	里親支援センター
障害児関係施設	障害児入所施設	児童発達支援センター	
子ども育成関係施設		保育所 幼保連携型認定こども園	児童館 児童遊園 児童家庭支援センター
保健関係施設	助産施設		

注：*は通所機能を有するもの。

参照：「新版 よくわかる子ども家庭福祉（第2版）」（ミネルヴァ書房）・84頁

3 保育所・幼稚園・認定こども園の内容

(1) はじめに

ここでは、本監査の中心的な対象になっている保育所・幼稚園・認定こども園の内容について概観する。

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園の分類

保育所・幼稚園・認定こども園は満3歳以上の児童の教育を行う施設である点は共通しているが、根拠法令や所管官庁など以下の通り相違点が存在する。

	保育所	幼稚園	幼保連携型認定こども園
根拠法令	児童福祉法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
管轄官庁	厚生労働省	文部科学省	内閣府、 厚生労働省、文部科学省
目的	児童福祉法第39条：保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと	学校教育法第22条： 幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること	認定こども園法第2条第7項：義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること
対象	2号・3号認定の子ども	1号認定の子ども	1号・2号・3号認定の子ども
保育内容の基準	保育所保育指針	幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
教育・保育時間	○日曜・祝日を除いた日が原則 ○1日の開所時間は、原則11時間 ○1日の保育時間は、原則8時間。保護者の労働時間等を考慮して定める。	○学期の区分・長期休業日を定める。 ○毎学年の教育週数は39週数を下らない。 ○1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準。	○保育所に準ずる。 ○満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通利用時間は4時間程度（教育標準時間）。
学級・職員配置	1学級数の人数規定なし。保育士は0歳児：3人に1人以上、1・2歳児：6人に1人以上、3歳児：20人に1人以上、4・5歳児：30人に1人以上とする。	1学級の幼児数は、35人以下とし、各学級に専任の教諭等を1人置かなければならない。	○満3歳以上の園児については、学級を編成する。1学級の園児数は35人以下を原則とする。 ○園児数あたりの職員数は保育所に準ずる。
保育者の資格	保育士資格	幼稚園教諭免許	保育士資格＋幼稚園教諭免許（保育教諭）
園庭	満2歳以上の幼児を入所させる場合には、屋外遊戯場は原則設置（代替地可）	運動場を設置する	園庭を備えなければならない
給食の提供	自園調理により行わなければならない。ただし場合によって外部搬入が可能。	提供方法に関する規定なし	自園調理により行わなければならない。ただし場合によって外部搬入が可能。

参照：「新版 よくわかる子ども家庭福祉（第2版）」（ミネルヴァ書房）・151頁

（3）保育所

児童福祉法に基づき設置されており、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）である。なお、保育園と一般に呼称されることもあるが、正式には「保育所」である。

保育所の設置に関して、1999（平成11）年までは、保育所の設置主体は市町村及び社会福祉法人に限られていたが、2000（平成12）年の規制緩和により、設置主体の制限はなくなった。児童福祉法第24条において、保育の実施責任は市町村にあると定められている。保育所の具体的な保育内容は「保育所保育指針」によって示されている。

また、保育所を利用するためには、保護者の就労等の保育を必要とする事由（保育の必要性）があることが要件となる。保育所の利用を希望する場合、市町村に保育利用の申請後、保育の必要性の認定を受け、保護者（利用者）が市町村と契約し、保育所から保育の提供を受ける（保育所に入所する）。また、保育料（利用者負担）は国が定めた水準を超えない範囲で、各市町村が保護者の収入や、保育認定区分に応じて設定するため、同市町村内であれば保育所によって保育料が異なることはない。

（4）幼稚園

幼稚園は、学校教育法上により学校として位置づけられ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としている。幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とされている。

（5）認定こども園

認定こども園は、2006（平成18）年に公布された認定こども園法に基づき開設された。施設型給付の対象となる認定こども園は、以下の通り4つに分類される。

①幼保連携型

保育所でも幼稚園でもなく、新たな児童福祉施設であり、学校である。

②幼稚園型

学校教育法上は幼稚園で、施設が定員を設定した場合、保育の必要な子どもが0歳児から利用できる施設

③保育所型

児童福祉法上は保育所で、施設が定員設定をした場合、満3歳以上の子どもについては、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育する施設

④地方裁量型

児童福祉施設でも学校でもないが、保育が必要な子どもについては0歳から、3歳以上の子どもについては、4時間程度の利用(1号認定子ども)が可能な施設

また、それぞれの相違点は以下の通りである。

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育 所機能)	児童福祉施設(保育 所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所 機能
設置主体	国, 自治体, 学校 法人 社会福祉法人	国, 自治体 学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 (幼稚園教諭免許 +保育士資格)	○満3歳以上: 両免 許・資格もしくはど ちらか ○満3歳未満: 保育 士資格	○満3歳以上: 両免 許・資格もしくはど ちらか ○満3歳未満: 保育 士資格	○満3歳以上: 両免 許・資格もしくはど ちらか ○満3歳未満: 保育 士資格
給食の提供	2・3号の子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は外部搬入可)			
開園日・ 開園時間	11時間開園, 土曜 日の開園が原則 (弾力運用可)	地域の実情に応じて 設定	11時間開園, 土曜日 の開園が原則(弾力 運用可)	地域の実情に応じて 設定

参照: 「新版 よくわかる子ども家庭福祉(第2版)」(ミネルヴァ書房)・152頁

第6 子ども家庭福祉の主な専門職

1 児童福祉司

児童福祉司は、児童福祉法に基づき、都道府県と政令指定都市に設置された児童相談所に配置されている児童相談専門のケースワーカーであり、公務員に採用されたうえで児童相談所の児童福祉司に任用される。

2 児童福祉施設における専門職員

児童福祉施設における主な専門職員として、以下の者が挙げられる。

施設の種別	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」における規定箇所	配置されている職員
助産施設	第17条	医療法に規定する職員、助産師
乳児院	第21条	保育士（児童指導員） ⁽¹⁾ 、医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員、心理療法担当職員（治療を必要とする乳幼児10人以上の場合）、里親支援専門相談員
母子生活支援施設	第27条	母子支援員、嘱託医、少年指導員及び調理員又はこれに代わるべき者、心理療法担当職員（治療を必要とする母子10人以上の場合）、個別対応職員（DV被害等により個別支援を行う場合）
保育所	第33条	保育士、嘱託医及び調理員
児童厚生施設	第38条	児童の遊びを指導する者
児童養護施設	第42条	児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、心理療法担当職員（治療を必要とする児童10人以上の場合）、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員、看護師（乳児が入所している施設）、里親支援専門相談員
福祉型障害児入所施設	第49条	嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、医師（主として自閉症児の入所する施設）、（准）看護師（主として自閉症児及び肢体不自由児の入所する施設）、心理指導担当職員及び職業指導員（心理指導および職業指導を行う場合）
医療型障害児入所施設	第58条	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び「医療法」に規定する病院として必要な職員、理学療法士又は作業療法士（肢体不自由児・重症心身障害児の入所する施設）、心理指導担当職員（重症心身障害児の入所する施設）
福祉型児童発達支援センター	第63条	嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、言語聴覚士（主として難聴児の通所する施設）、（准）看護師（医療的ケアを行う場合）
医療型児童発達支援センター ⁽²⁾	第69条	児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士、児童発達支援管理責任者、「医療法」に規定する診療所として必要な職員
児童心理治療施設	第73条	医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員
児童自立支援施設	第80条	児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員、心理療法担当職員（治療を必要とする児童10人以上の場合）、職業指導員（職業指導を行う場合）
児童家庭支援センター	第88条の3	相談・支援を担当する職員、心理療法等を担当する職員

（1）保育士・保育教諭

保育士とは、保育に関する専門的知識や技術をもって、保育所における乳幼児の保育および保護者に対する保育指導児童養護施設等における日常生活支援障害児の療育等を行う職員である（2003（平成15）年の

児童福祉法改正により、同法国家資格となった。)

そして、2012（平成24）年に成立した就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律により、学校教育（幼稚園）と保育（児童福祉施設）を一体的に提供することを目的とした幼保連携型認定こども園が創設されることとなった。この幼保連携型認定こども園においては保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する職員が必要であり、保育教諭という。

（2）児童の遊びを指導する者

児童の遊びを指導する者とは、児童遊園や児童館等を含む児童福祉施設において、遊びを通して児童の自主性や社会性を育てることを目的とした支援・指導を行うために配置される職員である。

（3）児童指導員

児童指導員とは、保育士と連携し、児童福祉施設に入所する児童の生活指導をはじめ、自立支援、関係機関（学校や児童相談所等）との連絡調整等を担当する職員であり、児童養護施設等に配置され、子どもの生活指導、学習指導など日常生活のケアを行う。

（4）母子支援員

母子支援員とは、母子生活支援施設での母子の自立を目的とした生活支援として、就労や家庭生活、児童の養育に関する相談・助言等を担当する職員である。

（5）児童自立支援専門員・児童生活支援員

児童自立支援専門員・児童生活支援員は、児童自立支援施設において、不良行為をなす、またはなすおそれのある児童や、家庭環境など環境上の理由によって生活指導等を必要とする入所・通所児の自立支援を目的として、生活指導や学科指導、職業指導家庭環境の調整等を担当する職員である。

(6) 家庭支援専門相談員

家庭支援専門相談員とは、児童相談所や福祉事務所を中心とした他機関との連携のもとで、社会的養護を行う児童福祉施設における入所児童の家族を対象とした支援として、家族および家庭環境の調整に関する相談支援および里親委託の推進等を行う職員である。

(7) 心理療法担当職員

心理療法担当職員とは、児童等の心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成や人間関係の修復等を図ることを通して、自立を支援することを目的として、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設および母子生活支援施設において、それまでに受けた虐待や暴力による心的外傷に対するケアとして、心理療法を必要とする入所児童や家族について心理療法を担当する職員である。

(8) 児童委員

児童委員は、児童福祉法に基づき、地域の子どもや子育て家庭の福祉を推進することを目的として、住民の立場に立った相談援助・支援活動等を行うボランティアとして、市町村の各区域に配置された非常勤の公務員であり、民生委員を兼任している。市町村の一定区域を担当し、担当区域内の子ども・妊産婦についてその実情の把握、保健その他の福祉に関する情報提供や援助指導を行い、他の関連機関と協力する。

(9) 家庭相談員

家庭相談員は、福祉事務所に配置されている家庭児童相談室に配置され、児童相談所、保健所、学校、警察等との連携し、家庭における子どもの養育に関する専門的な相談・指導を行う。

第3章 第2期新させぼっ子未来プランの概要

第1 計画の概要

全国的に、少子化の問題や核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、佐世保市では、子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めながら、心豊かな人を育むまちを目指すため、子ども・子育て分野のマスタープランである「新させぼっ子未来プラン」を平成27年3月に策定し、各種施策・事業を展開している。

また、昨今、深刻化する子どもの虐待や貧困などの厳しい状況に加え、国においては、「人づくり革命」としての幼児教育・保育の無償化が進められる一方、佐世保市においても、2016（平成28）年4月の中核市移行に伴い、児童福祉及び母子保健に関する権限移譲事務への対応のほか、令和元年度には西九州させぼ広域都市圏を形成し、各種連携事業の推進を図るなどの新たな動きが見られる。

このような背景を踏まえ、現計画である「新させぼっ子未来プラン」の計画期間が令和元年度までとなっていることから、今後における継続的かつ計画的な政策展開を図るため、2020（令和2）年度を始期とする次期計画の策定が必要となり、「第2期新させぼっ子未来プラン」が策定されることになった。

佐世保市のホームページで公表されている「第2期新させぼっ子未来プラン」の内容については別紙の通りである。また、本監査報告書では、「第2期新させぼっ子未来プラン」の詳細を精査・検討している。

第2 佐世保市の子ども子育てを取り巻く現状と課題

1 少子化の進行

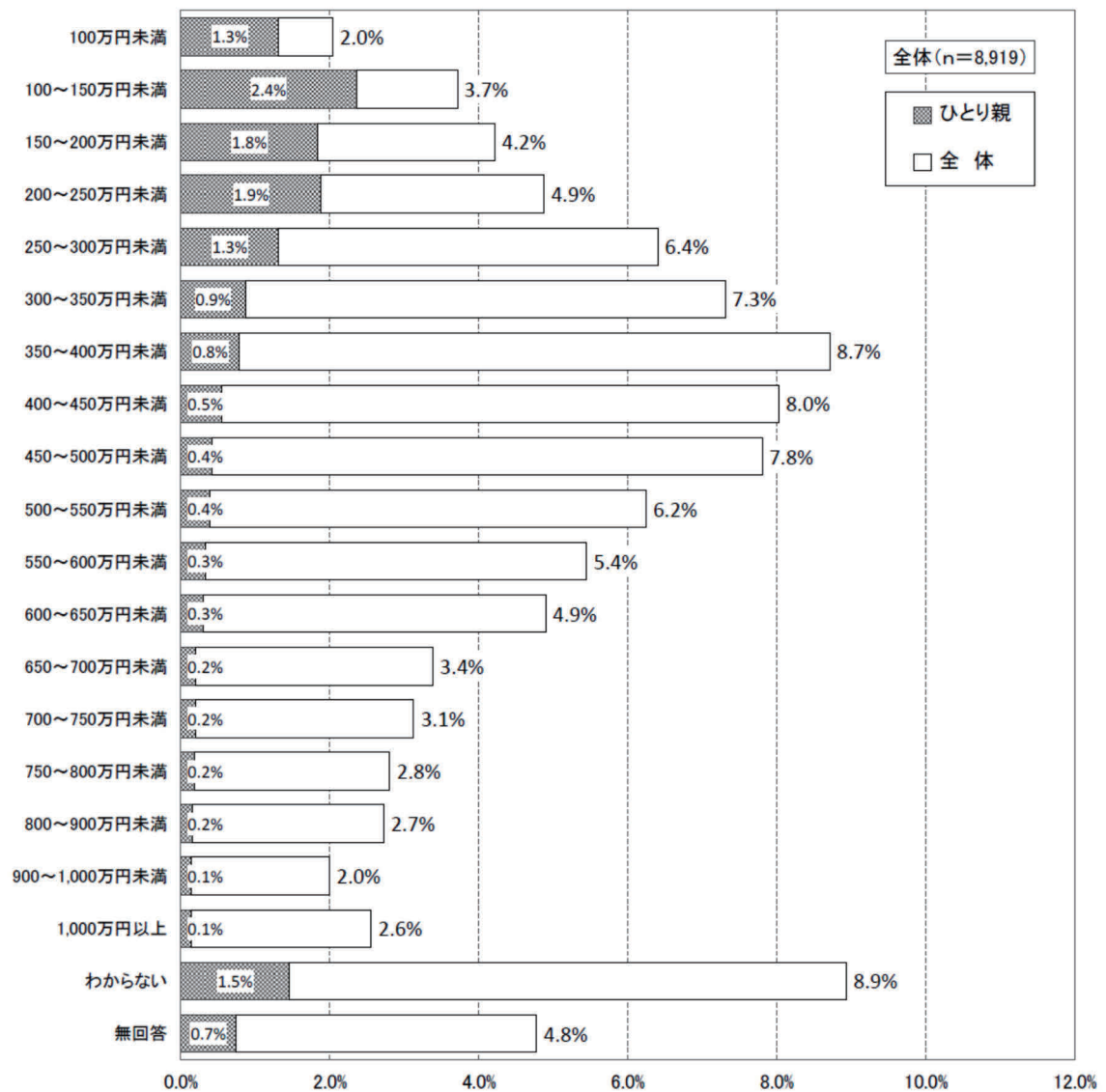
前述の通り、出生数、未就学児・小学生人口、0歳から18歳の人口の推移を見ると減少傾向であり、少子化が続いていることが確認できる。

2 子どもの貧困

長崎県では、県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するため、小値賀町を除く県内20市町で「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施し、2019（平成31）年3月に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の報告書を公表している。

世帯全員の収入を合わせた手取額（収入から税や保険料を支払った後の額）／2017（平成29）年の1年間）の世帯年収は平均で419.9万円であり、その分布は以下の通りである。

後述のとおり三世代世帯の割合が減少し、親と未婚の子のみの世帯は高水準が続いていることから、一人親世帯も増加していることが予想される。一人親世帯は収入が低い状況にあり、貧困に伴う学習・生活習慣等の問題が生じていると考えられる。



3 核家族化の進行

国勢調査によると、三世帯世帯の割合が減少し、親と未婚の子のみの世帯は高水準が続いていることから、核家族化が進行していることが確認できる。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	26.6	28.9	31.4	33.7	36.1
夫婦のみの世帯	20.9	21.3	21.3	21.3	21.9
親と未婚の子のみの世帯	39.5	37.9	36.3	34.9	33.7
三世帯世帯	9.0	7.9	6.7	5.9	4.7
その他の世帯	3.9	4.0	4.4	4.1	3.6

4 共働き世帯の増加

国勢調査によると、共働きである「夫が就業者、妻が就業者の一般世帯」の割合は上昇傾向にある。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
夫が就業者、妻が就業者の一般世帯	28 , 946	26 , 524	25 , 015	23 , 604	24 , 895	24 , 836
夫が就業者、妻が非就業者の一般世帯	22 , 160	19 , 235	17 , 609	15 , 648	13 , 584	10 , 705

また、女性の就業率も上昇傾向にある。

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成27年	11.4	61.6	72.3	69.7	71.0	73.9	75.3
令和2年	13.6	65.0	73.8	70.6	73.9	77.6	77.6

第3 佐世保市における担当部局と財務内容

1 子ども未来部の職務分掌と財務内容

(1) 子ども未来部について

子ども未来部は、子ども子育て支援事業全般を担当する。

(2) 組織構成・事務分掌

子ども未来部の組織構成や事務分掌は以下の通りである。

子ども未来部 機構と役職		令和5年4月1日現在
子ども政策課長(兼) (71-5410)	課長補佐 (総務企画係長)	【総務企画係】 部内業務の統括、児童福祉施策や計画の推進に関する こと、保育所等の指導監督に関すること
	課長補佐 (子ども育成係長)	【子ども育成係】 放課後児童クラブ、児童センター・児童交流センター、ファミ リサポートセンターの運営等に関すること
	係長(無)	
保育幼稚園課長(兼) (71-5420)	課長補佐 (施設支援係長)	【施設支援係】 保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業 等の設置認可等、認定こども園(幼保連携型認定こども 園を除く。)の認定等並びに認可外保育施設に係る届出 等の受理、施設等利用給付の支給に関すること
	課長補佐	
	係長 (利用者支援係長)	【利用者支援係】 保育所等の入退所、保育料、市立保育所・幼稚園(教 育委員会が所掌するものを除く)に関すること
	●市立保育所「施設」	
	東部子育て支援センター (市立早岐保育所) 所長 <課長補佐>	【子育て支援センター(市立保育所)】 保育を必要とする乳幼児の保育実施および子育て家庭の 児童福祉の推進等に関すること
	同上 <係長(無)>	
	北部子育て支援センター (市立上相浦保育所) 所長 <課長補佐>	
	同上 <係長(無)>	
	●市立幼稚園「施設」	
	白南風幼稚園長 <課長補佐>	【市立幼稚園】 幼児教育の実施等に関すること 幼児通級教室に関すること
同上 <係長(無)>		
●幼児教育センター「施設」		
幼児教育センター所長 <課長補佐>	【幼児教育センター】 幼児教育・保育に関する調査・研修、保幼小連携推進、 乳幼児教育・保育施設及び子育て支援関係機関、小学 校及び特別支援学校等との連携強化に関すること	
▼市立幼稚園・幼児教育センターに係る業務は、教育委員会の補助執行		
子ども支援課長(兼) (71-5430)	課長補佐 (手当給付係長)	【手当給付係】 児童手当、乳幼児及び小・中学生の福祉医療、母子寡 婦福祉団体等に関すること
	課長補佐 (児童家庭係長)	【児童家庭係】 児童扶養手当、ひとり親家庭の福祉医療、母子父子寡婦 福祉資金の貸付、母子家庭等の自立支援事業に関する こと
	係長(無)	
子ども保健課長 (71-5450) 主幹 (保健師業務統括担当) (71-5450)	課長補佐	母子健康手帳交付、マタニティ学級、乳幼児健診、親子 教室、発達健診、育児相談等の実施に関すること
	係長(無)	
	係長(無)	
子ども発達センター所長(兼) (7280-104) 医長 (7280-104)	子ども子育て応援センター所長 <課長補佐>	子どもに関する総合相談業務の実施等、要保護・要支援 児童の支援等に関すること
	係長(無)	
	事務長(兼)	療育相談・訓練、発達支援、地域子育て支援の実施に 関すること
課長補佐		
係長(無)		
●すぎのこ園「施設」		
すぎのこ園長 <課長補佐>	【すぎのこ園】 就学前の障がいを持った児童の保護及び指導・訓練など の支援に関すること	

【職名別】子ども未来部

R5.4.1現在

課名 職名	子ども未来部長	子ども未来部副部長	子ども未来部次長	子ども政策課				保育幼稚園課					子ども支援課				子ども保健課			子ども発達センター				合計				
				課長	課長補佐	総務係	子ども育成係	課長	課長補佐	施設支援係	利用者支援係	保育所・子育て支援センター	幼児教育センター	幼稚園	課長	課長補佐	手当係	児童家庭係	課長	課長補佐	その他	子ども子育て応援センター	課長		課長補佐	その他	幼稚園	
医師			1																			1 (1)					2	
獣医師																											0	
薬剤師																											0	
保健師																		1		11	3				1		16	
助産師																											0	
看護師																											0	
准看護師																											0	
理学療法士																									2		2	
作業療法士																									3		3	
歯科衛生士																											0	
診療放射線技師																											0	
臨床検査技師																											0	
言語聴覚士																									2		2	
臨床心理士																							1		1		2	
管理栄養士																											0	
栄養士																											0	
保育士										3			25	2											1	4	8	43
ホームヘルパー																											0	
寮母																											0	
調理員													4													1	5	
用務員																											0	
作業員																											0	
運転士																										1	1	
その他技術職員											(1)			(1)	(7)												0	
社会福祉士																							3				3	
事務職	1	1	2		(1)	2	4	4	(1)	1	10	9	0	(1)		(1)	2	6	5	1	1	2	1		1	1	54	
合計	1	1	2	1	0	2	4	4	0	4	10	9	29	2	0	0	2	6	5	2	1	13	8	1	2	14	133	

※()は兼務
 ※子ども子育て応援センターは準課
 ※幼児教育センター、幼稚園は教育委員会施設（補助執行分）

【意見】

子ども子育ての支援を行うにあたり、問題の背景として家庭の貧困（多重債務）、離婚、ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待などの法律問題に関係する課題があるケースは一定数存在すると考えられる。そして、市役所窓口での相談や保健師等が事情を聞き取った際にこれらの問題が予想・確認された場合には、法的問題の有無、緊急性の有無や必要な手続きの把握を行うために、できる限りワンストップで対応できた方が適切である。迅速に法的助言が得られるように、常勤又は非常勤の弁護士を部署内に配置する、あらかじめ弁護士にアドバイザーを依頼する協定・契約を締結するといった対応が必要であると考えられる。

（3）財政状況

ア 子ども政策課

（ア）歳入

令和4年度の歳入は以下の通りである。

令和4年度 歳入決算状況報告書

作成日 令和5年6月7日

課名称	子ども政策課		確認日	部長確認印	担当者名			
費目	合計 / 当初予算額	合計 / 補正予算額	合計 / 繰越予算額	合計 / 予算残額	合計 / 固定額	合計 / 収入額	合計 / 不納欠損額	合計 / 収入未済額
01 一般会計	523,167,000	224,169,000	0	747,336,000	732,268,682	541,912,682	0	190,356,000
00 現年度	523,167,000	224,169,000	0	747,336,000	732,268,682	541,912,682	0	190,356,000
15_使用料及び手数料	14,000	0	0	14,000	14,740	14,740	0	0
01 使用料	14,000	0	0	14,000	14,440	14,440	0	0
01_税務使用料	14,000	0	0	14,000	14,440	14,440	0	0
01 総務管理使用料	14,000	0	0	14,000	14,440	14,440	0	0
04_電話使用料	14,000	0	0	14,000	14,440	14,440	0	0
02 手数料	0	0	0	0	300	300	0	0
02_民生手数料	0	0	0	0	300	300	0	0
02 児童福祉手数料	0	0	0	0	300	300	0	0
01_証明手数料	0	0	0	0	300	300	0	0
16_国庫支出金	276,883,000	4,031,000	0	280,914,000	426,018,178	272,578,178	0	153,440,000
02 国庫補助金	276,883,000	4,031,000	0	280,914,000	426,018,178	272,578,178	0	153,440,000
02_民生費補助金	276,883,000	4,031,000	0	280,914,000	272,527,178	270,503,178	0	2,024,000
02 児童福祉費補助金	276,883,000	4,031,000	0	280,914,000	272,527,178	270,503,178	0	2,024,000
03_地域子ども・子育て支援事業	240,271,000	0	0	240,271,000	234,216,000	234,216,000	0	0
05_保育対策総合支援事業費補助金	1,125,000	2,024,000	0	3,149,000	3,149,000	1,125,000	0	2,024,000
45_児童虐待防止対策支援事業費	2,200,000	0	0	2,200,000	2,200,000	2,200,000	0	0
55_新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	10,824,000	2,007,000	0	12,831,000	10,499,778	10,499,778	0	0
57_保育士等処遇改善臨時特例交付金	22,463,000	0	0	22,463,000	22,462,400	22,462,400	0	0
03_衛生費補助金	0	0	0	0	153,491,000	2,075,000	0	151,416,000
03 保健所費補助金	0	0	0	0	153,491,000	2,075,000	0	151,416,000
39_庁舎型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業	0	0	0	0	153,491,000	2,075,000	0	151,416,000
17_県支出金	240,411,000	190,409,000	0	430,820,000	271,799,000	234,883,000	0	36,916,000
02 県補助金	240,411,000	190,409,000	0	430,820,000	271,799,000	234,883,000	0	36,916,000
02_民生費補助金	240,411,000	0	0	240,411,000	234,365,000	234,365,000	0	0
02 児童福祉費補助金	240,411,000	0	0	240,411,000	234,365,000	234,365,000	0	0
02_地域子ども・子育て支援事業	240,231,000	0	0	240,231,000	234,175,000	234,175,000	0	0
03_放課後児童健全育成事業費補助金	180,000	0	0	180,000	190,000	190,000	0	0
03_衛生費補助金	0	190,409,000	0	190,409,000	37,434,000	518,000	0	36,916,000
03 保健所費補助金	0	190,409,000	0	190,409,000	37,434,000	518,000	0	36,916,000
34_庁舎型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業	0	190,409,000	0	190,409,000	37,434,000	518,000	0	36,916,000
18_財産収入	1,807,000	0	0	1,807,000	1,916,873	1,916,873	0	0
01 財産運用収入	1,807,000	0	0	1,807,000	1,916,873	1,916,873	0	0
01_財産貸付収入	1,807,000	0	0	1,807,000	1,916,873	1,916,873	0	0
01 土地建物貸付収入	1,807,000	0	0	1,807,000	1,916,873	1,916,873	0	0
01_土地建物貸付収入(除く財産管理課)	1,161,000	0	0	1,161,000	1,218,523	1,218,523	0	0
03_土地建物貸付収入(職員駐車場)	646,000	0	0	646,000	698,350	698,350	0	0

令和4年度 歳入決算状況報告書

作成日 令和5年6月7日

課名称	子ども政策課		確認日	部長確認印	担当者名			
費目	合計 / 当初予算額	合計 / 補正予算額	合計 / 繰越予算額	合計 / 予算残額	合計 / 固定額	合計 / 収入額	合計 / 不納欠損額	合計 / 収入未済額
19_寄附金	500,000	29,729,000	0	30,229,000	30,229,000	30,229,000	0	0
01 寄附金	500,000	29,729,000	0	30,229,000	30,229,000	30,229,000	0	0
02_民生費寄附金	500,000	29,729,000	0	30,229,000	30,229,000	30,229,000	0	0
02 児童福祉費寄附金	500,000	29,729,000	0	30,229,000	30,229,000	30,229,000	0	0
01_子ども未来基金寄附金	500,000	29,729,000	0	30,229,000	30,229,000	30,229,000	0	0
20_繰入金	3,552,000	0	0	3,552,000	2,290,130	2,290,130	0	0
02 基金繰入金	3,552,000	0	0	3,552,000	2,290,130	2,290,130	0	0
09_子ども未来基金繰入金	3,552,000	0	0	3,552,000	2,290,130	2,290,130	0	0
01 子ども未来基金繰入金	3,552,000	0	0	3,552,000	2,290,130	2,290,130	0	0
01_子ども未来基金繰入金	3,552,000	0	0	3,552,000	2,290,130	2,290,130	0	0
22_繰収入	0	0	0	0	761	761	0	0
07 繰入	0	0	0	0	761	761	0	0
05_繰入	0	0	0	0	761	761	0	0
04 繰入	0	0	0	0	761	761	0	0
27_その他繰入(案件)	0	0	0	0	761	761	0	0
総計	523,167,000	224,169,000	0	747,336,000	732,268,682	541,912,682	0	190,356,000

(イ) 歳出

令和4年度の歳出は以下の通りである。

令和4年度 歳入決算状況報告書

作成日 令和5年6月7日

課名称	保育幼児園課		確認日		部署長確認印		担当者名	
費目	合計 / 当初予算額	合計 / 修正予算額	合計 / 繰越予算額	合計 / 予算現額	合計 / 固定額	合計 / 収入額	合計 / 不納欠損額	合計 / 収入未済額
02 国庫補助金	463,430,000	59,364,000	0	522,794,000	498,516,619	353,921,619	0	144,595,000
02_民生費補助金	408,856,000	47,252,000	0	456,108,000	437,411,208	292,816,208	0	144,595,000
02 児童福祉費補助金	408,856,000	47,252,000	0	456,108,000	437,411,208	292,816,208	0	144,595,000
03_地域子ども・子育て支援事業	63,732,000	0	0	63,732,000	64,440,000	64,440,000	0	0
04_保育所等整備交付金	193,927,000	0	0	193,927,000	192,241,000	11,846,000	0	140,395,000
05_保育対策総合支援事業費補助金	26,398,000	4,200,000	0	30,598,000	30,974,000	26,774,000	0	4,200,000
55_新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	19,981,000	43,052,000	0	63,033,000	44,940,008	44,940,008	0	0
57_保育士等処遇改善臨時特例交付金	144,818,000	0	0	144,818,000	144,816,200	144,816,200	0	0
10_教育費補助金	54,574,000	12,112,000	0	66,686,000	61,105,411	61,105,411	0	0
01 教育経費補助金	53,222,000	12,112,000	0	65,334,000	59,779,147	59,779,147	0	0
12_地域子ども・子育て支援事業	26,498,000	0	0	26,498,000	26,453,000	26,453,000	0	0
14_保育士等処遇改善臨時特例交付金	26,624,000	0	0	26,624,000	26,623,440	26,623,440	0	0
15_新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	100,000	12,112,000	0	12,212,000	6,702,707	6,702,707	0	0
04 幼稚園費補助金	1,352,000	0	0	1,352,000	1,326,264	1,326,264	0	0
12_地域子ども・子育て支援事業	1,102,000	0	0	1,102,000	1,093,000	1,093,000	0	0
14_新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	250,000	0	0	250,000	233,264	233,264	0	0
17_国庫支出金	2,561,741,000	0	0	2,561,741,000	2,425,840,979	2,425,840,979	0	0
01 県費負担金	2,173,738,000	0	0	2,173,738,000	2,063,577,979	2,063,577,979	0	0
01_民生費負担金	1,791,103,000	0	0	1,791,103,000	1,713,270,139	1,713,270,139	0	0
02 児童福祉費負担金	1,791,103,000	0	0	1,791,103,000	1,713,270,139	1,713,270,139	0	0
01_子育てのための施設等利用給付費負担金	2,427,000	0	0	2,427,000	2,427,000	2,427,000	0	0
02_施設型給付費・地域型保育給付費負担金	1,788,676,000	0	0	1,788,676,000	1,710,843,139	1,710,843,139	0	0
03_教育費負担金	382,635,000	0	0	382,635,000	350,307,840	350,307,840	0	0
01 教育経費負担金	382,635,000	0	0	382,635,000	350,307,840	350,307,840	0	0
01_施設型給付費負担金	349,295,000	0	0	349,295,000	316,967,590	316,967,590	0	0
02_子育てのための施設等利用給付費負担金	33,340,000	0	0	33,340,000	33,340,250	33,340,250	0	0
02 県補助金	388,003,000	0	0	388,003,000	362,263,000	362,263,000	0	0
02_民生費補助金	113,019,000	0	0	113,019,000	112,782,000	112,782,000	0	0
02 児童福祉費補助金	113,019,000	0	0	113,019,000	112,782,000	112,782,000	0	0
02_地域子ども・子育て支援事業	63,972,000	0	0	63,972,000	64,242,000	64,242,000	0	0
04_長期県認定子ども園施設整備補助金	49,047,000	0	0	49,047,000	48,540,000	48,540,000	0	0
09_教育費補助金	274,984,000	0	0	274,984,000	249,481,000	249,481,000	0	0
01 教育経費補助金	273,632,000	0	0	273,632,000	248,138,000	248,138,000	0	0
01_地域子ども・子育て支援事業	25,623,000	0	0	25,623,000	25,578,000	25,578,000	0	0
02_施設型給付費補助金	248,009,000	0	0	248,009,000	222,560,000	222,560,000	0	0
02 幼稚園費補助金	1,352,000	0	0	1,352,000	1,343,000	1,343,000	0	0
02_地域子ども・子育て支援事業	1,102,000	0	0	1,102,000	1,093,000	1,093,000	0	0
03_教育支援体制整備事業	250,000	0	0	250,000	250,000	250,000	0	0
18_財産収入	339,000	0	0	339,000	288,750	288,750	0	0

令和4年度 歳入決算状況報告書

作成日 令和5年6月7日

課名称	保育の相關課		確認日		部署長確認印		担当者名	
費目	合計 / 当初予算額	合計 / 修正予算額	合計 / 繰越予算額	合計 / 予算現額	合計 / 固定額	合計 / 収入額	合計 / 不納欠損額	合計 / 収入未済額
01 財産運用収入	339,000	0	0	339,000	288,750	288,750	0	0
01_財産賃付収入	339,000	0	0	339,000	288,750	288,750	0	0
01 土地建物賃付収入	339,000	0	0	339,000	288,750	288,750	0	0
03_土地建物賃付収入(職員駐車場)	339,000	0	0	339,000	288,750	288,750	0	0
20_繰入金	17,755,000	0	0	17,755,000	0	0	0	0
02 基金繰入金	17,755,000	0	0	17,755,000	0	0	0	0
09_子ども未来基金繰入金	17,755,000	0	0	17,755,000	0	0	0	0
01_子ども未来基金繰入金	17,755,000	0	0	17,755,000	0	0	0	0
01_子ども未来基金繰入金	17,755,000	0	0	17,755,000	0	0	0	0
22_繰収入	27,066,000	0	0	27,066,000	55,302,523	55,236,463	0	66,060
01 延滞金、加算金及び過料	2,198,000	0	0	2,198,000	1,914,130	1,914,130	0	0
01_延滞金	2,198,000	0	0	2,198,000	1,914,130	1,914,130	0	0
01 延滞金	2,198,000	0	0	2,198,000	1,914,130	1,914,130	0	0
02_延滞金(税外)	2,198,000	0	0	2,198,000	1,914,130	1,914,130	0	0
07 繰入	24,868,000	0	0	24,868,000	53,388,393	53,322,333	0	66,060
04_過年度収入	0	0	0	0	32,164,008	32,164,008	0	0
01 過年度収入	0	0	0	0	32,164,008	32,164,008	0	0
01_過年度国庫精算金	0	0	0	0	25,274,049	25,274,049	0	0
02_過年度県費精算金	0	0	0	0	6,889,959	6,889,959	0	0
05_繰入	24,868,000	0	0	24,868,000	21,224,355	21,158,325	0	66,060
01 民生施設収入	12,997,000	0	0	12,997,000	12,952,700	12,952,700	0	0
05_保育所費	12,997,000	0	0	12,997,000	12,952,700	12,952,700	0	0
02 実費徴収金	6,370,000	0	0	6,370,000	3,839,840	3,773,880	0	66,060
01_冷暖房使用料(単件)	2,000	0	0	2,000	0	0	0	0
05_電気・水道代実費(単件)	2,000	0	0	2,000	0	0	0	0
24_公立保育所給食費(現年度分)	6,363,000	0	0	6,363,000	3,816,720	3,769,380	0	47,340
26_オンライン申請(郵送料実費分)	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0
81_電気・水道代実費(一括)	2,000	0	0	2,000	0	0	0	0
25_公立保育所給食費(過年度分)	0	0	0	0	23,220	4,500	0	18,720
03 学校給食費収入	1,782,000	0	0	1,782,000	1,180,060	1,180,060	0	0
02_公立幼稚園給食費(現年度分)	1,782,000	0	0	1,782,000	1,180,060	1,180,060	0	0
04 繰入	3,719,000	0	0	3,719,000	3,251,685	3,251,685	0	0
27_その他繰入(単件)	3,719,000	0	0	3,719,000	3,251,685	3,251,685	0	0
01 繰越明許	0	0	68,346,000	68,346,000	67,727,000	67,727,000	0	0
16_国庫支出金	0	0	8,401,000	8,401,000	8,401,000	8,401,000	0	0
02 国庫補助金	0	0	8,401,000	8,401,000	8,401,000	8,401,000	0	0
02_民生費補助金	0	0	8,401,000	8,401,000	8,401,000	8,401,000	0	0
02 児童福祉費補助金	0	0	8,401,000	8,401,000	8,401,000	8,401,000	0	0
04_保育所等整備交付金	0	0	8,401,000	8,401,000	8,401,000	8,401,000	0	0

令和4年度 歳入決算状況報告書

作成日 令和5年6月7日

課名称	保育幼稚園課		確認日		部署長確認印		担当者名	
	合計 / 当初予算額	合計 / 修正予算額	合計 / 繰越予算額	合計 / 予算現額	合計 / 確定額	合計 / 収入額	合計 / 不納欠損額	合計 / 収入未済額
17_歳支出金	0	0	59,945,000	59,945,000	59,326,000	59,326,000	0	0
02_歳補助金	0	0	59,945,000	59,945,000	59,326,000	59,326,000	0	0
02_民生費補助金	0	0	59,945,000	59,945,000	59,326,000	59,326,000	0	0
02_児童福祉費補助金	0	0	59,945,000	59,945,000	59,326,000	59,326,000	0	0
04_長崎県認定こども園施設整備補助金	0	0	59,945,000	59,945,000	59,326,000	59,326,000	0	0
総計	8,644,404,000	59,364,000	68,346,000	8,772,204,000	8,428,545,770	8,237,623,630	5,113,460	185,808,680

(イ) 歳出

令和4年度の歳出は以下の通りである。

令和4年度 歳出決算状況報告書

作成日 令和5年6月7日

課名称	保育幼稚園課		確認日		部署長確認印		担当者名			
	合計 / 当初予算額	合計 / 修正予算額	合計 / 繰越予算額	合計 / 費用額	合計 / 配当額	合計 / 予算現額	合計 / 決算額	合計 / 翌年度繰越予算額	合計 / 翌年度繰越繰越額	合計 / 不償額
01_一般合計	12,133,480,000	81,971,000	102,818,000	822,921	0	12,288,761,921	11,430,638,696	164,027,000	0	694,096,326
00_歳年度	12,133,480,000	81,971,000	0	822,921	0	12,186,243,921	11,329,048,696	164,027,000	0	693,168,326
02_民生費	9,889,761,000	43,885,000	0	822,921	0	9,909,448,921	9,282,505,028	184,027,000	0	473,914,893
02_児童福祉費	9,889,761,000	43,885,000	0	822,921	0	9,909,448,921	9,282,505,028	184,027,000	0	473,914,893
02_児童福祉費補助金	599,837,000	4,970,000	0	822,921	0	605,629,921	395,344,088	184,027,000	0	55,855,833
06_児童子育て支援センター事業	38,703,000	162,000	0	0	0	38,865,000	38,163,648	0	0	701,452
01_児童子育て支援センター事業	38,703,000	162,000	0	0	0	38,865,000	38,163,648	0	0	701,452
02_二次経費	38,703,000	162,000	0	0	0	38,865,000	38,163,648	0	0	701,452
12_委託料	37,203,000	0	0	0	0	37,203,000	36,638,000	0	0	565,000
01_委託料	37,203,000	0	0	0	0	37,203,000	36,638,000	0	0	565,000
008_その他	37,203,000	0	0	0	0	37,203,000	36,638,000	0	0	565,000
18_負担金補助金及び交付金	1,500,000	162,000	0	0	0	1,662,000	1,625,648	0	0	136,452
02_補助金(国庫に基づくもの)	0	162,000	0	1,600,000	0	1,662,000	1,625,648	0	0	136,452
004_事業運営補助金等(国庫)	0	162,000	0	0	0	162,000	111,548	0	0	50,452
007_その他	0	0	0	1,600,000	0	1,500,000	1,414,000	0	0	86,000
03_補助金(国庫に基づくもの以外)	1,500,000	0	0	-1,600,000	0	0	0	0	0	0
007_その他	1,500,000	0	0	-1,600,000	0	0	0	0	0	0
06_一時預かり事業	4,080,000	0	0	0	0	4,080,000	2,787,649	0	0	1,292,351
01_一時預かり事業(一般型)	4,080,000	0	0	0	0	4,080,000	2,787,649	0	0	1,292,351
02_二次経費	4,080,000	0	0	0	0	4,080,000	2,787,649	0	0	1,292,351
18_負担金補助金及び交付金	4,080,000	0	0	0	0	4,080,000	2,787,649	0	0	1,292,351
02_補助金(国庫に基づくもの)	4,080,000	0	0	0	0	4,080,000	2,787,649	0	0	1,292,351
004_事業運営補助金等(国庫)	4,080,000	0	0	0	0	4,080,000	2,787,649	0	0	1,292,351
07_障がい児保育事業	38,183,000	0	0	0	0	38,183,000	34,823,241	0	0	3,359,759
01_障がい児保育事業	38,183,000	0	0	0	0	38,183,000	32,592,589	0	0	3,207,317
02_二次経費	38,183,000	0	0	0	0	38,183,000	32,592,589	0	0	3,207,317
02_児童手当等	93,000	0	0	0	0	93,000	93,000	0	0	0
04_時間外勤務手当	93,000	0	0	0	0	93,000	93,000	0	0	0
001_一般職	93,000	0	0	0	0	93,000	93,000	0	0	0
18_負担金補助金及び交付金	35,895,000	0	0	0	0	35,895,000	32,487,689	0	0	3,207,317
02_補助金(国庫に基づくもの)	35,895,000	0	0	0	0	35,895,000	32,487,689	0	0	3,207,317
006_事業運営補助金等(国庫)	35,895,000	0	0	0	0	35,895,000	32,487,689	0	0	3,207,317
03_児童福祉費補助金	2,318,000	0	0	0	0	2,318,000	2,242,588	0	0	72,442
02_二次経費	2,318,000	0	0	0	0	2,318,000	2,242,588	0	0	72,442
18_負担金補助金及び交付金	2,318,000	0	0	0	0	2,318,000	2,242,588	0	0	72,442
02_補助金(国庫に基づくもの)	2,318,000	0	0	0	0	2,318,000	2,242,588	0	0	72,442
004_事業運営補助金等(国庫)	2,318,000	0	0	0	0	2,318,000	2,242,588	0	0	72,442
08_延長保育サービス事業	81,883,000	0	0	0	0	81,883,000	87,287,676	0	0	14,918,324
02_延長保育サービス事業	81,883,000	0	0	0	0	81,883,000	87,287,676	0	0	14,918,324
02_二次経費	81,883,000	0	0	0	0	81,883,000	87,287,676	0	0	14,918,324
03_児童手当等	103,000	0	0	0	0	103,000	103,000	0	0	0
001_一般職	103,000	0	0	0	0	103,000	103,000	0	0	0
18_負担金補助金及び交付金	81,480,000	0	0	0	0	81,480,000	87,184,676	0	0	14,918,324
02_補助金(国庫に基づくもの)	81,480,000	0	0	0	0	81,480,000	87,184,676	0	0	14,918,324
004_事業運営補助金等(国庫)	81,480,000	0	0	0	0	81,480,000	87,184,676	0	0	14,918,324
09_保育所整備補助金等(国庫)	12,221,000	0	0	1,291,774	0	13,482,774	8,822,774	0	0	4,650,000
01_乳幼児保育施設整備補助金等(国庫)	2,082,000	0	0	1,840,160	0	3,992,160	3,892,160	0	0	0
02_二次経費	2,082,000	0	0	1,840,160	0	3,992,160	3,892,160	0	0	0
18_負担金補助金及び交付金	2,082,000	0	0	1,840,160	0	3,992,160	3,892,160	0	0	0
02_補助金(国庫に基づくもの)	2,082,000	0	0	1,840,160	0	3,992,160	3,892,160	0	0	0
006_事業運営補助金等(国庫)	2,082,000	0	0	1,840,160	0	3,992,160	3,892,160	0	0	0
02_児童福祉費補助金	10,189,000	0	0	-108,386	0	9,880,614	5,230,614	0	0	4,650,000
01_一次経費	10,189,000	0	0	-108,386	0	9,880,614	5,230,614	0	0	4,650,000

令和4年度 歳出決算状況報告書

作成日 令和5年6月7日

Table with 17 columns: 科目名, 権限日, 部局名, 担当者名, and 14 financial metrics. Rows include 12 委託料, 10 借入金, 11 費用, 12 委託料, 13 借入金, 14 費用, 15 借入金, 16 費用, 17 借入金, 18 費用, 19 借入金, 20 費用.

令和4年度 歳出決算状況報告書

作成日 令和5年6月7日

Table with 17 columns: 科目名, 権限日, 部局名, 担当者名, and 14 financial metrics. Rows include 05 貸付金, 06 借入金, 07 費用, 08 借入金, 09 費用, 10 借入金, 11 費用, 12 借入金, 13 費用, 14 借入金, 15 費用.